

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和 7 年 1 0 月

宮 城 県 人 事 委 員 会



宮 人 委 第 1 7 2 号
令 和 7 年 1 0 月 2 日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二 殿
宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

宮 城 県 人 事 委 員 会
委 員 長 西 條 力

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等に係る調査及び検討を行うとともに、併せて、人事管理及び公務運営の改善について検討を行った。

その結果は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和7年職員給与実態調査^{*}」を実施した。

その結果によると、職員の総数は20,453人（一般行政職員5,684人、警察官3,776人、教諭等10,387人、研究員等267人、医師・薬剤師等339人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は400,397円（うち平均給料月額355,167円）となり、全職員の平均年齢は41.0歳、平均経験年数は19.0年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は373,451円（うち平均給料月額334,723円）となっている。

なお、総務省が実施した「令和6年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給

表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレース方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、令和6年4月1日時点において100.0となっている。

※ 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第32項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

Ⅱ 民間給与の状況

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の993事業所（「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業）のうちから、247事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く212事業所について、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,056人及び教員、研究員等の54職種1,098人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、住宅手当や通勤手当の支給状況、再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.2%と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、後記Ⅲのとおり、職員給与と民間給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

2 初任給の状況

別表第2に示すとおり※、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では

35.5%、高校卒では14.5%となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では86.9%、高校卒では86.4%となっている。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では13.1%、高校卒では13.6%、減額した事業所は大学卒、高校卒ともになかった。

3 給与改定の状況

別表第3に示すとおり※、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は76.0%で、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、別表第4に示すとおり※、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は94.1%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は35.6%、減額となっている事業所の割合は5.6%となっている。

※ 「2 初任給の状況」及び「3 給与改定の状況」は、「令和7年職種別民間給与実態調査」で回答のあった企業規模100人以上の事業所を対象として集計を行ったものである。

Ⅲ 職員給与と民間給与の比較方法の見直し

人事院では、本年3月の人事行政諮問会議※の最終提言において、公務全体の人材確保のため、官民給与の比較対象企業規模を少なくとも100人以上とすべき等とされたことから、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について検討を行った。その結果、本年の人事院報告では、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、官民給与の比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする等の見直しを行うとされたところである。

本委員会としては、行政課題が複雑化・多様化する中、良質な行政サービスを県民に提供していくためには、有為な人材の持続的な確保と定着が求められていることや、現在の厳しい人材獲得状況を踏まえれば、より職務・職責に見合った処遇が必要と判断した。よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく給与決定の原則のもと、人

事院と同様に、比較対象企業規模を100人以上に見直すこととした。

※ 公務員人事管理の在り方について聖域を設けることなく骨太かつ課題横断的な議論を行うため、令和5年9月から開催された各界有識者による会議。

Ⅳ 職員給与と民間給与との比較

前記Ⅲの見直し後の本年の職員給与と民間給与との比較結果は、次のとおりである。

1 月例給

前記の「令和7年職員給与実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差[※]を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は387,787円、職員給与が376,223円で、職員給与が民間給与を平均11,564円（3.07%）下回っていた。

※ 前記Ⅲの見直しを行わなかった場合は、10,363円（2.75%）である。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.65月分[※]に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

※ 前記Ⅲの見直しを行わなかった場合は、4.65月分である。

Ⅴ 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月と比較し、仙台市は3.9%、全国では3.6%上昇している。

また、本委員会が、「家計調査」（総務省）を基礎として、仙台市における本年４月の標準生計費を算定したところ、２人世帯で141,200円、３人世帯で161,084円、４人世帯で180,958円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年４月の有効求人倍率は、1.22倍（季節調整値）となっており、昨年４月と比べて0.05ポイント減少している。

Ⅵ 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対して公務員人事管理について報告するとともに、一般職の国家公務員の給与についての報告・勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)

② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ

③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

VII む す び

1 給 与

(1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を11,564円(3.07%)下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合(月数)を0.05月分下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見

合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の初任給調整手当については、人事院勧告に準じ、引上げを行うこととし、獣医師についても、医師に係る改定及び人材確保の観点を考慮し、同様に引上げを行うこととした。

地域手当については、昨年、給与制度のアップデートの一環として見直しに関する勧告等を行ったところであり、引下げを行う地域については、本年の人事院報告において示された令和8年度の級地別支給割合等を踏まえて措置することとした。

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分に係る手当については、普通自動車等を使用する職員の通勤実態等を踏まえ、距離区分の増設を行うこととした。また、普通自動車等以外の自動車等の区分に係る手当については、現行の使用距離区分に対応する手当額を人事院勧告の内容に準じて改定することとした。

駐車場等の利用に対する通勤手当については、人事院勧告に準じて新設することとした。

月の途中に採用された職員等の通勤手当の支給方法に係る見直しについては、国の改正内容等を踏まえ、見直しに向け必要な検討を行っていく。

特地勤務手当及び特例勤務手当に準ずる手当については、人事院報告・勧告の内容に準じて見直すこととした。

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行うこととした。

在宅勤務等手当については、他の都道府県の導入状況や、本県職員における在宅勤務の浸透状況、さらには多様な働き方の推進の観点等を踏まえ、国の制度に準じて新設することが適当と判断した。

なお、職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための措置については、本県においても最低賃金の上昇が続いていることなどから、関係法令の改正に応じて措置を講ずる必要がある。

また、研究休職に係る期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の取扱いの見直しについては、本県の実情などの必要に応じて対応していくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、大学卒程度の初任給について12,000円、高校卒程度の初任給について12,300円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置きつつ、その他の職員が在職する号俸においても、全ての号俸について引上げを行う。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についても、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行う。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

イ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.65月とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げることとし、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

ウ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師に係る改定等を考慮し、同様の引上げを行う。

エ 地域手当

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の支給割合は、次のとおりとする。

3級地（名古屋市） 13%

オ 通勤手当

(ア) 交通用具使用者（普通自動車等を使用する職員）に係る通勤手当

使用距離区分の限度を100kmに引き上げ、通勤手当の支給月額を70,700円とし、令和8年4月1日から実施する。

(イ) 交通用具使用者（普通自動車等以外の自動車等を使用する職員）に係る通勤手当

現行の使用距離区分に対応する手当額を人事院勧告に準じて引き上げ、通勤手当の支給月額を38,700円とし、本年4月に遡って実施する。

(ウ) 交通用具使用者のうち駐車場等を利用する職員に係る通勤手当

人事院勧告に準じ、令和8年4月1日から駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

カ 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当等

特勤手当と地域手当との調整の廃止並びに特勤手当の額及び特勤手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直しについては、人事院報告に準じ、本年4月に遡って実施する。

特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、人事院勧告に準じ、本年4月に遡って実施するとともに、所要の経過措置を講ずる。

特勤公署等の指定の見直し期間に係る規定の廃止については、人事院報告に準じ、令和8年4月1日から実施する。

なお、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当に係る措置との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。

キ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、本年4月に遡って引上げを行う。

ク 在宅勤務等手当

国の制度に準じて令和8年4月1日から在宅勤務等手当を新設するとともに、通勤手当に関し所要の措置を講ずる。

(3) 給与制度における今後の課題

在級期間表の廃止については、国の改正の動向や他の都道府県の検討状況等を注視していくこととする。また、本年の人事院報告において、勤務地を異にする異動に係る手当の見直しについて、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う旨言及されたことから、今後の動向に応じて対応を検討していくこととする。

さらに、人事院では、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとした。本委員会としては、これらの国家公務員における措置が、地方公務員にも大きな影響を与えるものとなることから、その動向を十分注視するとともに、他の都道府県の状況も踏まえながら、必要に応じ本県の給与制度の見直しについて検討することとする。

あわせて、60歳前後の給与水準については、本年の人事院報告において、定年の段階的な引上げ期間の公務における人事管理の在り方の変化や、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていく旨言及されたことから、今後の国の動向に留意するとともに、本県における定年前再任用短時間勤務職員等の任用実態や民間企業における高齢層従業員の給与水準の状況などについて把握に努めていくこととする。

(4) 教育職員の給与

ア 教育職員の給与を取り巻く動き

本年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布された。

この法律は、「学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営

及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進める」ことを目的としており、令和8年1月から実施される主な給与上の措置としては、次のような内容が挙げられる。

① 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正により、教職調整額の基準となる額については、毎年100分の1ずつ段階的に引上げを行い、教育職員の給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額へと引き上げること等とされている。

② 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正により、義務教育等教員特別手当については、校務類型に応じて支給すること等とされている。

さらに、国においては、こうした法改正を踏まえ、令和8年1月から、教職調整額の対象とならない校長、副校長、教頭の給料月額への加算措置や多学年学級担当手当の廃止等といった、職務や勤務の状況に応じた給与体系への見直しを行うとされている。

イ 措置すべき事項

本委員会としては、こうした見直しに関し、次のとおり取り扱うことが適当であると考えます。

(ア) 教職調整額及び義務教育等教員特別手当

教職調整額及び義務教育等教員特別手当については、給特法等一部改正法の趣旨等を踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。

(イ) 教育職員の給与に係るその他の見直し

校長、副校長、教頭の給料月額への加算措置については、国の方針等を踏まえ、教職調整額の引上げと併せて措置を講ずる必要がある。

多学年学級担当手当等の特殊勤務手当の見直しについては、他の都道府県との均衡等を図りながら、所要の措置を講ずる必要がある。

ウ 教育職員の給与に係る今後の課題

給特法等一部改正法では、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により、令和8年4月から主務教諭を新たに置くことができるとされている。さらに、

国においては、職務や勤務の状況に応じた給与体系への見直しの一環として、令和8年度以降、給料の調整額の見直しなどを予定している。

本委員会としては、国や他の都道府県の動向を注視するとともに、本県教育委員会の検討状況を踏まえて対応していくこととする。

2 人事管理

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」を目指し、様々な政策に取り組んでいるところであり、職員には、多発化する自然災害や社会経済の急激な変化への対応等、複雑化・多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

このような中、民間企業等における高い採用意欲などを背景に人材の獲得は厳しさを増しており、本県においても、職員採用試験の申込者が10年前の半数程度にまで減少している。近年では、多くの職種で応募者数が採用予定者数を下回る状況となっており、人材の確保が喫緊の課題となっている。

有為な人材を幅広く確保する観点から、新規学卒者のほか民間企業等経験者などを対象とした多様な採用手法を導入するとともに、試験制度についても適宜見直しを進めている。本年度から大学卒業程度試験の「総合土木」と「森林」において、試験日程を前倒しした「早期枠」を新たに設け、民間企業との併願者や社会人などが受験しやすいよう民間企業の採用選考で多く用いられている基礎能力試験を導入したところである。

今後は、これらの導入効果を踏まえつつ、採用活動の早期化や転職者の増加など、労働市場や人材確保を取り巻く環境の変化に応じた採用手法の見直しを迅速に行う必要があり、受験対象年齢の引下げや、民間企業等職務経験者試験の職種拡大、本県退職者の再採用など、更なる取組が求められる。

民間企業等経験者の採用を進めていくに当たっては、任命権者が、採用前の段階において、採用後のキャリアの具体的な道筋を示すとともに、採用された職員が速やかに行政組織や業務に適応できるよう必要な知識や実務を学ぶ研修の充実など、多様な人材が活躍できる体制の構築を進めていく必要がある。

応募者確保の観点では、本委員会として、オンラインによる業務説明会の実施を

始め、PR動画の配信やSNS等を活用した広報活動のほか、職場を見学する機会を設けるなど様々な手段により応募者の確保に努めている。

任命権者においても、インターンシップや職場見学バスツアーの実施のほか、PR動画作成など取組を強化しているが、公務の魅力を的確かつ分かりやすく伝えるためには、人事担当者のみならず、職員一人一人が自らの働き方や仕事に対する姿勢、やりがいについて具体性と説得力を持って積極的に発信していくことが重要であり、職員による業務紹介・相談体制の整備や学校訪問の強化等の取組を一層進めていくことが求められる。

さらに、複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、民間の力を活用しつつ、県民や企業、大学、NPO、市町村等の多様な主体と連携・協働することで、地域課題の解決に向けた共創を促進していくことが求められる。また、こうした主体との関わりを通じて、新たな知見を公務に取り入れていくことも重要であり、多様な経験等を有する人材の採用や人材育成、民間企業等との人材交流などの仕組みについて、検討していく必要がある。

(2) 人材育成の推進と定着に向けた取組の充実

労働力人口の減少が見込まれる中、限りある人材で質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、人材の確保に加え、職員の成長と活躍を促し、その能力を最大限発揮できるよう支えることで、公務組織全体のパフォーマンスを高めていかなければならない。

任命権者においては、新卒採用者に加え、民間企業等経験者など、様々なバックグラウンドを持つ職員の環境に応じた適切なキャリア形成を支援することが求められる。また、本県では、40歳前後の職員が他の年齢層と比べて少ない状況にあり、若年層の職員が早い段階からマネジメントに関与する機会が増えることから、段階的な育成支援に一層取り組む必要がある。

引き続き、研修の更なる充実を図るとともに、職員の資質・能力の向上のため、職員が自律的かつ主体的に学び・学び直しを行っていくことができる環境の整備など、人材育成に注力していく必要がある。特に、新規採用職員については、円滑に職場や業務に適応できるよう、行政事務や仕事の基本のほか、デジタルスキル等必要な基礎を学ぶ研修などをこれまで以上に充実させることが求められる。また、AI

を始め様々な技術革新により、行政の在り方や役割が今後ますます変化していくことを踏まえ、それらに的確に対応できる人材の育成・確保を計画的に進めていく必要がある。

任命権者において、昨年度、「職員確保緊急プラン」を策定し、選ばれる職場を目指して、全庁を挙げて取り組んでいるところである。こうした取組も踏まえ、前回の改定から9年が経過した本県の基本的な人材育成の方針である「みやぎ人財育成基本方針」について、「人材育成」に加え「人材確保」や「職場環境の整備」を総合的に推進するよう、「人材育成・確保基本方針策定指針」（総務省）も参考にしながら、速やかに見直しを進める必要がある。

さらに、近年、自己都合退職者が増加傾向にある中、行政サービスを維持・向上させていくためには、組織を担う人材の流出を防ぐことが急務である。

任命権者においては、職員の働きがいや仕事に対する満足度などを調査し、組織や職員等の現状を把握することで、優先して取り組むべき課題や改善策の方向性を明らかにするとともに、職員が自らの成長を実感できる人材育成や能力開発のほか、能力を最大限発揮できる職場環境づくりに取り組み、個人の意欲や組織力の向上、人材の定着につなげていく必要がある。

(3) 多様な人材が能力を発揮できる組織の実現と女性の活躍推進

多様な人材が能力を発揮し、組織全体のパフォーマンスを高めていくためには、性別や世代、障害の有無等、様々な個性や事情が尊重・配慮されるだけでなく、それぞれの力を互いに活かし合い、全ての職員が活躍できる魅力ある組織を実現することが重要である。

女性の活躍推進については、任命権者において特定事業主行動計画を定め、女性職員の登用拡大やキャリア形成意欲の向上等を促進するための研修などの取組を行っているところである。今後も、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込みにとらわれずに、多様な職務機会を提供し、キャリア形成を支援していく必要がある。

障害者雇用については、本年6月時点で、知事部局及び警察本部において法定雇用率を上回ったものの、教育委員会では下回る状況にある。経過措置期間が終了する来年7月から法定雇用率が引き上げられることから、一層の雇用推進が求められる。任命権者においては、引き続き、障害者活躍推進計画に基づき、意欲と能力を

持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員にとって働きやすい職場環境の整備や、その能力や適性を最大限発揮できる職域・業務の検討など、取組をより一層進めていくことが重要である。

定年の段階的引上げにより60歳を超える職員の割合が高まる中、高齢期職員には、これまで培った豊富な経験と知識を活かし、その能力を一層発揮していくことが期待される。職員が引き続きモチベーションを維持し、活躍していくためには、更なるスキルアップやリスキリングの機会の充実が求められる。また、60歳を超える職員の働き方が多様化していることから、職員が制度や取組を理解し、個々の事情に応じた働き方を選択できるよう環境の整備を進めるとともに、本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、活力ある公務組織の実現や効率的で質の高い行政運営を推進していく上で極めて重要な意義を持つものである。職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、個々の職員の士気を高めるとともに、多様な人材の活躍を促すことにつながり、組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。

今後、国においては、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討するとしており、その動向を注視していく必要がある。引き続き、任命権者においては、国の取組も参考にしつつ、能力・実績に基づく人事管理を適切に実践していくことが重要である。

加えて、人事評価のプロセスは、職員の自律的なキャリア開発のほか、管理職員のマネジメント能力の向上にもつながるなど、人材育成の有効な手段の一つと考えられる。日頃から適切に評価・マネジメントが行えるよう、任命権者においては、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて、計画的な研修の実施、相談・サポート体制の整備など、必要な支援を一層充実させることが求められる。

3 公務運営の改善

(1) 長時間勤務の是正

長時間勤務の是正は、職員の健康確保、公務能率の維持・向上、職場環境づくり、

人材確保などの観点から、極めて重要な課題である。

本委員会の調査では、令和6年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均17.2時間で、前年度の18.8時間から減少した。また、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合や、年間上限時間を超えて時間外勤務を行っている職員の割合も減少しており、改善がみられる。しかし、特定事業主行動計画に定める時間外勤務の目標に達していない任命権者もあることから、引き続き対策を講じていく必要がある。

時間外勤務の縮減については、これまでも任命権者に求めてきたところである。過重な時間外勤務は、職員の心身の健康上の大きなリスクとなるものであり、任命権者においては、上限規制の趣旨を十分考慮し、時間外勤務の要因分析や検証のもと、業務の見直しを継続的に行い、時間外勤務を縮減する必要がある。

県立学校の教職員のうち正規の勤務時間を除く在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、令和6年度の教育委員会の調査によれば、前年度同様に全体の約2割に上っている。

教育委員会ではこれまで、「教職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき学校現場においてスクールサポートスタッフの配置やデジタル採点システムの導入など教職員の業務負担軽減につながる様々な取組を行ってきたところである。また、本年3月に策定した「宮城県教育委員会特定事業主行動計画」では、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を強化していく方針を示しており、長時間勤務については、所属長が教育委員会の定める超過勤務の上限時間を認識し、職場全体において業務効率化に取り組むこととしている。

長時間勤務の是正は、教職員の心身の健康を守ることはもとより、質の高い教育を維持し、将来の担い手を確保・定着させることにもつながる喫緊の課題である。教育委員会においては、その実現に向けて、職場全体における業務効率化と教職員の業務負担軽減につながる取組を着実に進めていく必要がある。

なお、給特法等一部改正法により、令和8年4月から、教育委員会は教員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定及び公表等が義務付けられることとなった。教育委員会においては、改正法の趣旨を踏まえ、適切に対応していくことが求められる。

(2) 健康管理対策の推進

令和6年度における職員の精神疾患を起因とする病気休暇取得者数は前年度を上回り、また、任命権者の相談窓口に寄せられるメンタルヘルス相談も増加していることから、職員の心の健康には引き続き注意を払っていく必要がある。

メンタルヘルス対策は、任命権者において、未然防止（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、復職支援（三次予防）の体系に応じた各種施策が講じられているところである。ストレスチェックの「集団分析結果」を職場環境の改善に積極的に活用するほか、「心の健康を自分で管理する」というセルフケアの基本的な考え方の必要性について、研修等を通じてより周知するなど、引き続き職員の心の健康の保持に取り組んでいくことが重要である。

また、長時間勤務を行った職員の健康保持に当たっては、医師による面接指導とその意見に基づく事後措置が重要である。知事部局等では取組が着実に進められている一方、教育委員会においては、長時間勤務を理由とする対象教職員について、必ずしも面接指導に結びついていない状況であることから、面接指導を受けやすい環境整備を進めていく必要がある。

心身の健康を保つためには、適切な休養と十分な睡眠が不可欠である。国家公務員においては、職員の勤務終了から次の勤務開始まで11時間の勤務間インターバルの確保が、各省各庁の長の努力義務とされている。勤務間インターバルを確保するには、長時間にわたる時間外勤務を縮減し、業務を効率的に進めることが重要である。

本県では、これまで任命権者が時間外勤務等取扱要綱等を定め、時間外勤務を適正に管理することで、その縮減に努めてきた。加えて、DXを活用した業務改善等を通じて、業務の効率化と職員の心身の健康維持を図ってきたところであり、これらの取組を更に進めていくことが求められる。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、近年では職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数が増加傾向にあるほか、時差勤務制度やフレックスタイム制度といった、計画的な業務遂行と柔軟な働き方を両立できる環境整備も進められてきた。職員一人一人がこれらの制度を必要に応じて活用することはもちろん、管理職もその重要性を十分に理解し、効率的に業務を遂行できる環境づくりに取り組むことは、更なる公務能率の向上とワーク・ライフ・バランスの推進につながるものと

考える。

さらに、定年引上げに伴い、心身の活力向上と、職務への意欲喚起を図る観点から、現行のリフレッシュ休暇の対象に、60歳以降の一定年齢に達した職員を加えることを検討する必要がある。

(3) 働き方改革の推進による仕事と生活の両立支援

働き方改革の推進については、「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン（令和7年度）」が策定され、「業務の生産性の向上とプロセスの改善」や「働きやすい職場環境の整備」等の取組が示された。これらは、業務の効率化や人材確保の観点からも、重要な取組であることから、確実なプランの遂行が期待される。

生成AIやノーコードツール等のデジタル技術の活用、電子契約サービスの導入など業務生産性向上への取組や、ペーパーレス会議の定着、在宅勤務環境の充実など働きやすい職場環境の整備が着実に進められているところである。

今後は多くの職員がこのような取組を活用した働き方ができる職場環境を醸成していく必要がある。

仕事と生活の両立支援については、子の看護等休暇の取得事由が追加されたほか、育児部分休業に新たな取得パターンが設けられるなど、これまでも様々な制度の拡充が図られてきたところである。今後は、これらの制度を職員に周知し、より利用しやすい環境を整えていくことが重要である。また、小学校就学以降の子どもを持つ職員が仕事と子育てを両立しやすいよう、他都道府県の状況を踏まえ、支援の在り方を検討していく必要がある。

令和6年度における男性職員の育児休業取得率は52.6%であった。とりわけ知事部局等においては98.7%と高く、教育委員会と警察本部においても前年度から大幅に増加しており、任命権者の取組が着実に進められている。任命権者においては、引き続き職員が育児休業を取得しやすい環境を定着させるとともに、今後は男性職員の取得日数の増加に向けた取組を推進していくことが望まれる。

(4) 服務規律の確保徹底とハラスメント根絶に向けた取組の強化

職員は、公務に対する信頼を損なうことのないよう高い倫理観を保ちながら、日々の職務に取り組むことが求められている。

しかしながら、令和6年度においては、県全体で18人の職員が懲戒処分を受けており、飲酒運転やセクシュアル・ハラスメントといった、公務員としての信用を著しく失墜させる重大な事案が依然として発生している。一部職員によるこうした不祥事は、職員や県政全体に対する信用を失墜させる事態を招きかねない。任命権者においては、これまでも公務員としての倫理保持に努め、不祥事根絶に向けた取組を行ってきたところであるが、引き続き組織全体としての服務規律の確保や法令遵守の徹底を図り、県民からの信頼が得られるよう、不祥事の発生防止対策に取り組む必要がある。

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力発揮を阻害し、公務能率の低下を招くなど、職員にとって安心して働ける環境を損なう大きな問題である。任命権者においては、これまで「ハラスメントの防止等に関する指針」等により意識啓発を行ってきたところであるが、本委員会に職員から寄せられるハラスメントに関する相談は増加傾向にあり、令和6年度に過去最多となるなど、対策の強化が急務である。

教育委員会では、本年7月「宮城県立高等学校におけるパワー・ハラスメント事案の再発防止に関する検証報告書」において、再発防止に向けた取組を迅速、かつ確実に進め、教職員が安心して職務に励み、自らの可能性を存分に発揮できるような職場環境の整備に取り組んでいくとされたところである。二度と悲劇を繰り返さないため、パワー・ハラスメント防止に向けた研修の実施など取組の徹底を望むものである。

任命権者においては、改めて、ハラスメントは上司と部下との間のみならず、同僚との間でも起こる可能性があり、誰もが当事者となり得るものであるとの自覚を職員に促すとともに、国や他都道府県の実施状況も参考にハラスメントを生まない職場環境づくりを進めていくことが必要である。

民間企業などで取組が進められているカスタマー・ハラスメントへの対応については、本県においても重要性が増している。県民からの意見は真摯に受け止めるべきであるが、任命権者には、職員を守る責務があることから、過度な要求に対しては、職員個人に任せるのではなく、組織として毅然と対応することが求められる。今後、国の方針や民間企業向けのマニュアル等も参考に、任命権者として検討を進めていく必要がある。

ハラスメントの根絶に向けたこれらの取組は、職員が安心して職務に専念できる環境を確保するだけでなく、人材の確保・定着にもつながる重要な課題であることを改めて認識し、その充実を図っていくことが必要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年の勧告は、昨年を引き続き、民間企業の賃上げの状況を反映した月例給の大幅な引上げと特別給の引上げ等により職員の処遇を改善するものである。

本格的な人口の減少局面において、地域経済・社会の持続性の確保、多発化する自然災害への対応など、複雑化・多様化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような状況の中、民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて職員に対し適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

ついては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区 分 給料表	職 員 数	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数	職 員 1 人 当 た り 給 与 月 額	左 の う ち 給 料 月 額
行 政 職	5,684人	41.0歳	20.1年	373,451円	334,723円
公 安 職	3,776	37.7	16.8	385,211	347,661
教 育 職（高 校 等）	4,140	44.4	22.0	437,448	381,804
教 育 職（中 ・ 小）	6,247	40.7	18.3	409,519	360,744
研 究 職	267	43.9	21.4	405,708	362,720
医 療 職（医 師 等）	16	40.2	17.4	858,775	456,994
医 療 職（薬 剤 師 等）	215	41.9	19.4	382,511	345,753
医 療 職（保 健 師 等）	108	39.1	16.6	355,547	334,783
全 職 種（A）	20,453	41.0	19.0	400,397	355,167
令 和 6 年 4 月（B）	20,750	41.2	19.5	389,106	345,253
増 減（A）－（B）	△ 297 [△1.4]	△ 0.2	△ 0.5	11,291 [2.9]	9,914 [2.9]

(注) 1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和7年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。

2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、令和6年4月と対比した増減率である。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項等の規定により採用された職員（定年前再任用短時間勤務職員）等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴		企業規模	項 目	新規学卒者の採用あり			新規学卒者の採用なし
				初任給の改定状況			
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	35.5	(86.9)	(13.1)	(0.0)	64.5
		500人以上	34.8	(88.8)	(11.2)	(0.0)	65.2
		100人以上500人未満	37.2	(82.2)	(17.8)	(0.0)	62.8
高校卒		計	14.5	(86.4)	(13.6)	(0.0)	85.5
		500人以上	34.8	(88.8)	(11.2)	(0.0)	65.2
		100人以上500人未満	37.2	(82.2)	(17.8)	(0.0)	62.8

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：％)

役職段階	項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係 員		76.0	2.1	0.0	21.9
課 長 級		66.7	3.8	0.0	29.5

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中 止	
			増額	減額	変化なし		
係 員	94.1	94.1	35.6	5.6	53.0	0.0	5.9
課長級	87.6	87.3	33.4	3.3	50.6	0.3	12.4

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与（A）	県職員給与（B）	較差（A）－（B）
387,787円	376,223円	11,564円（3.07%）

（注）民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員
項 目		
平均所定内給与月額	下半期(A1)	375,721円
	上半期(A2)	383,823円
特別給の支給額	下半期(B1)	836,012円
	上半期(B2)	931,023円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.23月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.43月分
年 間 の 支 給 割 合		4.65月分

〔備考〕県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.60月である。

- （注） 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

I 令和 7 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 7 年12月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6 月及

び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(ウ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を53,400円とすること。

ウ 地域手当

(ア) 地域手当の支給割合を、次の表に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

地域の区分		割合
1 級地	東京都千代田区	100分の20
2 級地	大阪市	100分の16
3 級地	名古屋市	100分の12
4 級地	仙台市	100分の5.5
5 級地	多賀城市	100分の2
6 級地	仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における支給割合は、(ア)にかかわらず、3級地は100分の13とする。

エ 通勤手当

(ア) 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者のうち、普通自動車等以外の自動車等を使用する職員に対す

る支給月額を38,700円とすること。

(イ) 令和8年4月1日以降の措置内容

- a 交通用具使用者のうち、普通自動車等を使用する職員に対する支給月額の限度を70,700円とすること。
- b 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- c 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

オ 特勤勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

カ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は7,700円とすること。

キ 在宅勤務等手当

(ア) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

(イ) 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。

(ウ) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

II 教育職員の給与に係る関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(1)の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算すること。

(2) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(2)の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算すること。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の改正

教職調整額の支給月額を、給料月額（職員の給与に関する条例附則第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員にあっては、当該支給に係る額）の100分の10に相当する額とすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のアの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、Ⅱについては令和8年1月1日から、Ⅰの1の(2)のアの(イ)、ウ、エの(イ)及びキ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅰの1の(2)のオの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(2) 教職調整額の支給に関する特例措置

ア 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の5」とすること。

イ 令和9年1月1日から令和9年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の6」とすること。

ウ 令和10年1月1日から令和10年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の7」とすること。

エ 令和11年1月1日から令和11年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の8」とすること。

オ 令和12年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の9」とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,400	243,900	278,500	312,300	335,200	369,700	424,100	475,700	529,500	571,600
	2	198,500	245,300	279,500	313,900	337,100	371,400	426,100	481,000	536,300	578,700
	3	199,700	246,600	280,500	315,200	339,000	373,000	428,000	486,000	541,500	584,700
	4	200,800	248,100	281,500	316,600	340,700	374,600	429,800	490,600	545,700	589,500
	5	201,900	249,500	282,500	318,000	342,400	376,200	431,600	494,700	549,100	593,600
	6	203,600	250,900	283,500	319,100	344,100	378,100	433,400	498,100	552,300	596,500
	7	205,300	252,300	284,500	320,100	345,800	379,600	435,200	501,000	555,300	598,900
	8	206,900	253,700	285,500	321,400	347,400	381,200	437,000	503,600	557,800	600,800
	9	208,400	255,100	286,500	322,500	349,000	382,500	438,600	505,600	559,800	
	10	210,100	256,300	287,500	324,100	350,700	384,100	440,200			
	11	211,700	257,600	288,500	325,700	352,500	385,700	441,700			
	12	213,300	259,000	289,500	327,400	354,100	387,300	443,200			
	13	214,800	260,200	290,500	328,800	355,600	389,200	444,700			
	14	216,600	261,400	291,800	330,400	357,200	391,100	446,000			
	15	218,300	262,600	293,100	332,000	358,800	393,000	447,300			
	16	220,000	263,800	294,300	333,600	360,300	394,800	448,500			
	17	221,100	265,000	295,600	335,000	361,700	396,400	449,700			
	18	222,700	266,100	296,900	336,700	363,500	398,200	451,000			
	19	224,300	267,200	298,100	338,400	365,100	399,900	452,300			
	20	225,800	268,300	299,300	340,000	366,700	401,500	453,600			
	21	227,300	269,200	300,300	341,400	367,800	403,200	454,800			
	22	229,000	270,200	301,600	343,100	369,300	404,600	455,600			
	23	230,600	271,200	302,700	344,800	370,800	406,000	456,400			
	24	232,200	272,200	304,000	346,400	372,300	407,400	457,200			
	25	233,800	273,300	305,300	347,600	374,000	408,800	457,800			
	26	235,500	274,100	306,300	349,500	375,800	410,100	458,400			
	27	236,800	274,800	307,300	351,300	377,400	411,300	459,000			
	28	238,100	275,700	308,400	352,900	379,100	412,300	459,600			
	29	239,400	276,600	309,500	354,400	380,600	413,400	460,300			
	30	240,500	277,400	310,700	356,000	381,900	414,600	461,100			
	31	241,700	278,200	311,800	357,600	383,100	415,700	461,500			
	32	242,800	278,900	313,000	359,200	384,500	416,800	462,200			
	33	243,900	279,600	314,100	360,900	385,600	417,500	462,700			
	34	244,800	280,400	315,400	362,700	386,500	418,200	463,100			
	35	245,800	281,200	316,700	364,500	387,500	418,800	463,500			
	36	246,900	281,800	318,000	366,400	388,500	419,500	463,900			
	37	247,900	282,500	319,300	367,900	389,300	420,100	464,300			
	38	248,800	283,300	320,600	369,300	390,200	420,700	464,600			
	39	249,700	284,100	321,900	370,700	391,100	421,200	464,900			
	40	250,500	284,800	323,200	372,100	391,900	421,600	465,200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	251,200	285,500	324,500	373,600	392,700	422,000	465,500			
	42	252,000	286,200	325,700	374,400	393,500	422,200	465,800			
	43	252,600	286,900	327,000	375,400	394,400	422,500	466,100			
	44	253,200	287,600	328,100	376,400	395,100	422,800	466,400			
	45	253,900	288,400	329,000	377,300	395,800	423,200	466,800			
	46	254,500	288,900	330,300	378,400	396,500	423,500				
	47	255,100	289,600	331,600	379,400	397,200	423,800				
	48	255,700	290,200	332,900	380,400	397,900	424,100				
	49	256,100	291,100	334,100	381,300	398,400	424,300				
	50	256,700	291,400	335,400	382,000	399,000	424,600				
	51	257,300	292,200	336,600	382,700	399,600	424,800				
	52	257,800	292,900	337,900	383,300	400,300	425,100				
	53	258,300	293,400	339,200	383,700	400,700	425,300				
	54	258,700	294,000	340,100	384,300	401,300	425,600				
	55	259,000	294,600	341,200	384,900	401,900	425,900				
	56	259,400	295,300	342,300	385,600	402,400	426,200				
	57	259,600	295,900	343,000	385,900	402,800	426,400				
	58	259,900	296,600	343,900	386,600	403,400	426,700				
	59	260,200	297,200	344,600	387,300	404,000	427,000				
	60	260,500	297,900	345,400	387,900	404,500	427,200				
	61	260,800	298,500	346,200	388,200	404,900	427,400				
	62	261,100	299,100	346,600	388,700	405,400	427,700				
	63	261,400	299,600	347,100	389,300	405,900	428,000				
	64	261,700	300,100	347,800	389,900	406,500	428,200				
	65	262,000	300,600	348,600	390,200	406,800	428,400				
	66	262,300	301,200	349,300	390,800	407,200	428,700				
	67	262,600	301,700	350,100	391,500	407,500	429,000				
	68	262,900	302,300	350,700	392,100	408,000	429,200				
	69	263,200	302,700	351,200	392,500	408,300	429,400				
	70	263,500	303,200	351,800	393,100	408,600	429,700				
	71	263,900	303,600	352,300	393,700	408,900	430,000				
	72	264,200	304,300	352,900	394,200	409,100	430,200				
	73	264,500	304,900	353,200	394,700	409,300	430,400				
	74	264,800	305,200	353,700	395,300	409,600					
	75	265,100	305,500	354,000	395,700	409,900					
	76	265,400	305,800	354,400	396,000	410,100					
	77	265,700	305,900	354,800	396,400	410,300					
	78	266,000	306,300	355,300	396,900	410,600					
	79	266,300	306,500	355,800	397,300	410,900					
	80	266,700	306,800	356,300	397,700	411,100					
	81	267,000	307,000	356,600	398,100	411,300					
	82	267,100	307,200	357,000	398,600	411,600					
	83	267,400	307,500	357,400	399,000	411,900					
	84	267,800	307,700	357,800	399,400	412,100					

	85	268,100	308,000	358,100	399,700	412,300						
	86	268,400	308,300	358,500	400,200							
	87	268,700	308,600	358,900	400,600							
	88	269,000	308,900	359,300	401,000							
	89	269,300	309,200	359,500	401,300							
	90	269,700	309,500	359,900	401,800							
	91	270,000	309,800	360,300	402,200							
	92	270,300	310,100	360,700	402,600							
	93	270,700	310,200	360,800	402,900							
	94		310,400	361,200								
	95		310,800	361,600								
	96		311,200	361,900								
	97		311,400	362,200								
	98		311,700	362,600								
	99		312,000	363,000								
	100		312,400	363,500								
	101		312,600	364,000								
	102		312,900	364,400								
	103		313,200	364,800								
	104		313,500	365,200								
	105		313,700	365,700								
	106		314,000	366,100								
	107		314,300	366,400								
	108		314,600	366,700								
	109		314,800	367,100								
	110		315,100									
	111		315,500									
	112		315,800									
	113		316,000									
	114		316,200									
	115		316,500									
	116		316,900									
	117		317,100									
	118		317,300									
	119		317,600									
	120		317,900									
	121		318,200									
	122		318,400									
	123		318,700									
	124		319,100									
	125		319,400									
定年前再任用短時間勤務職員		201,900	229,600	271,700	292,400	308,200	334,600	377,800	412,500	466,100	548,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,400	248,600	271,800	310,700	346,900	368,600	399,900	436,600	483,600
	2	229,800	250,800	273,700	311,700	348,400	370,300	401,600	438,200	489,700
	3	232,300	253,000	275,800	312,600	349,800	372,000	403,200	439,700	494,600
	4	234,700	255,300	277,900	313,500	351,300	373,600	404,900	441,300	498,900
	5	237,000	257,500	280,000	314,100	352,900	375,200	406,400	442,700	502,900
	6	239,400	259,500	281,300	314,800	354,300	377,000	408,000	444,300	506,300
	7	241,800	261,500	282,600	315,400	355,600	378,600	409,600	445,700	509,300
	8	244,100	263,300	283,900	316,100	356,900	380,100	411,200	447,100	511,800
	9	246,300	265,100	285,200	316,700	358,200	381,700	412,700	448,300	514,000
	10	248,400	266,800	286,500	317,400	359,800	383,300	414,400	449,700	
	11	250,500	268,600	287,700	318,100	361,400	384,900	416,000	451,200	
	12	252,500	270,000	288,900	318,700	363,000	386,500	417,600	452,700	
	13	254,500	271,400	290,100	319,400	364,400	388,100	419,100	454,100	
	14	256,500	273,200	291,100	320,100	366,000	389,800	421,100	455,800	
	15	258,500	274,500	292,100	320,800	367,500	391,400	423,100	457,400	
	16	260,100	275,900	293,500	321,600	369,000	393,000	425,100	459,000	
	17	261,700	277,300	294,600	322,300	370,500	394,600	426,700	460,400	
	18	263,200	278,500	295,800	323,100	372,100	396,200	428,400	462,100	
	19	264,700	279,800	296,900	324,100	373,600	397,800	430,000	463,800	
	20	266,200	280,900	298,000	324,900	375,100	399,400	431,700	465,400	
	21	267,800	282,200	299,200	325,800	376,700	400,800	433,300	466,800	
	22	269,300	283,300	299,800	326,900	378,300	402,500	434,800	467,500	
	23	270,800	284,500	300,300	328,300	379,900	404,200	436,300	468,300	
	24	272,400	285,600	300,900	329,600	381,500	405,900	437,700	469,000	
	25	273,800	286,900	301,300	330,800	382,900	407,600	439,000	469,400	
	26	275,000	288,200	301,900	332,300	384,600	409,600	440,500	469,900	
	27	276,200	289,400	302,400	333,600	386,300	411,600	442,000	470,500	
	28	277,400	290,600	302,900	334,700	387,900	413,500	443,400	471,100	
	29	278,600	291,500	303,300	335,600	389,600	415,200	444,900	471,700	
	30	279,700	292,500	303,900	336,800	391,200	416,600	446,200	472,400	
	31	280,800	293,600	304,400	337,800	392,800	417,700	447,400	472,900	
	32	282,000	294,700	304,900	338,900	394,400	419,000	448,600	473,400	
	33	283,300	296,000	305,400	340,100	396,200	420,100	449,600	473,900	
	34	284,600	296,500	306,000	341,300	398,200	421,200	450,300	474,200	
	35	285,800	297,100	306,400	342,500	400,200	422,200	451,000	474,500	
	36	287,100	297,700	306,900	343,600	402,200	423,200	451,700	474,900	
	37	288,000	298,100	307,400	344,700	403,900	424,400	452,200	475,200	
	38	289,000	298,700	308,000	345,900	405,600	425,400	452,600	475,400	
	39	290,100	299,300	308,600	347,100	407,100	426,500	453,100	475,700	
	40	291,200	299,800	309,100	348,300	408,600	427,600	453,400	475,900	
	41	292,400	300,200	309,700	349,400	409,900	428,800	453,700	476,200	
	42	293,000	300,800	310,400	350,400	410,900	429,600	454,000	476,400	
	43	293,600	301,400	311,100	351,700	411,900	430,400	454,300	476,600	
	44	294,100	302,000	311,700	352,900	412,900	431,000	454,600	476,800	
	45	294,500	302,300	312,300	354,000	413,900	431,500	454,800	477,200	
	46	295,100	302,800	313,100	355,300	415,000	432,200	455,100		
	47	295,600	303,300	313,900	356,500	416,100	432,900	455,400		
	48	296,100	303,800	314,600	357,700	417,200	433,500	455,600		

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	49	296,500	304,300	315,400	358,900	418,500	434,200	455,900		
	50	297,000	304,800	316,400	360,200	419,300	434,600	456,200		
	51	297,500	305,400	317,400	361,500	420,100	435,200	456,500		
	52	298,000	305,900	318,400	362,900	420,700	435,800	456,800		
	53	298,500	306,500	319,400	363,800	421,200	436,200	457,000		
	54	299,100	307,100	320,500	365,100	421,900	436,600	457,300		
	55	299,500	307,800	321,500	366,300	422,500	437,100	457,600		
	56	299,900	308,500	322,600	367,500	423,300	437,600	457,900		
	57	300,400	309,100	323,600	368,600	423,600	438,200	458,100		
	58	300,900	309,900	324,700	369,800	424,300	438,700	458,400		
	59	301,400	310,700	325,800	371,200	425,000	439,100	458,700		
	60	301,800	311,400	327,000	372,700	425,500	439,500	458,900		
	61	302,400	312,200	327,700	374,100	425,900	439,900	459,100		
	62	302,700	313,000	328,800	375,600	426,300	440,200	459,400		
	63	303,200	313,800	329,900	377,100	426,800	440,500	459,700		
	64	303,600	314,700	331,000	378,500	427,300	440,800	460,000		
	65	304,100	315,500	332,000	379,700	427,800	441,100	460,200		
	66	304,600	316,300	333,100	381,200	428,200	441,400	460,500		
	67	305,000	317,100	334,200	382,500	428,700	441,700	460,800		
	68	305,400	317,900	335,300	383,900	429,200	441,900	461,100		
	69	305,900	318,800	336,300	385,000	429,700	442,100	461,300		
	70	306,300	319,700	337,400	386,200	430,200	442,400	461,600		
	71	306,700	320,600	338,600	387,400	430,800	442,700	461,900		
	72	307,200	321,500	339,800	388,600	431,300	442,800	462,200		
	73	307,700	322,100	340,600	389,900	431,700	443,000	462,400		
	74	308,300	323,000	341,800	391,100	432,300	443,300			
	75	308,900	323,900	343,100	392,300	432,800	443,600			
	76	309,300	324,700	344,400	393,400	433,000	443,800			
	77	309,800	325,200	345,700	394,600	433,300	444,000			
	78	310,300	326,200	347,100	395,800	433,800	444,300			
	79	310,900	327,100	348,500	396,900	434,100	444,600			
	80	311,500	328,100	349,900	398,100	434,400	444,800			
	81	312,000	329,000	351,300	399,200	434,700	445,000			
	82	312,400	330,000	353,000	399,800	435,100	445,300			
	83	313,200	331,000	354,400	400,300	435,500	445,600			
	84	313,800	332,000	355,900	400,800	435,900	445,800			
	85	314,400	332,900	357,300	401,400	436,200	446,000			
	86	315,000	333,900	358,800	402,000	436,600				
	87	315,700	334,900	360,300	402,600	437,000				
	88	316,400	335,900	361,700	403,200	437,400				
	89	317,100	336,700	363,000	403,500	437,700				
	90	317,800	338,100	364,200	404,000	438,100				
	91	318,600	339,300	365,500	404,500	438,500				
	92	319,300	340,500	366,800	405,000	438,900				
	93	319,800	341,700	368,100	405,400	439,200				
	94	320,700	343,000	369,600	405,800					
	95	321,600	344,200	371,100	406,300					
	96	322,400	345,400	372,500	406,800					
	97	323,100	346,600	373,800	407,200					
	98	323,900	347,900	375,000	407,700					
	99	324,900	349,100	376,100	408,300					
	100	325,800	350,400	377,300	408,700					

	101	326, 700	351, 800	378, 400	409, 000					
	102	327, 700	352, 700	379, 600	409, 400					
	103	328, 700	353, 700	380, 700	409, 800					
	104	329, 600	354, 800	381, 800	410, 100					
	105	330, 400	355, 900	383, 000	410, 400					
	106	331, 000	357, 000	383, 500	410, 900					
	107	331, 600	358, 000	384, 100	411, 400					
	108	332, 200	359, 000	384, 700	411, 900					
	109	332, 700	360, 200	385, 300	412, 200					
	110	333, 200	361, 200	385, 800	412, 700					
	111	333, 600	362, 200	386, 200	413, 200					
	112	334, 100	363, 100	386, 700	413, 700					
	113	334, 900	364, 000	387, 100	414, 000					
	114	335, 600	365, 000	387, 500	414, 500					
	115	336, 300	366, 000	388, 000	415, 000					
	116	336, 900	367, 000	388, 500	415, 500					
	117	337, 500	368, 000	388, 900	415, 900					
	118	338, 200	368, 400	389, 400	416, 400					
	119	338, 900	369, 000	390, 000	416, 800					
	120	339, 600	369, 600	390, 500	417, 300					
	121	340, 200	369, 900	390, 700	417, 700					
	122	340, 500	370, 300	391, 200	418, 200					
	123	341, 000	370, 700	391, 700	418, 600					
	124	341, 500	371, 100	392, 100	419, 100					
	125	341, 800	371, 500	392, 600	419, 500					
	126		371, 900	393, 200						
	127		372, 300	393, 700						
	128		372, 700	394, 200						
	129		373, 100	394, 500						
	130		373, 500	395, 000						
	131		373, 900	395, 500						
	132		374, 300	396, 000						
	133		374, 500	396, 300						
	134		375, 000	396, 800						
	135		375, 300	397, 200						
	136		375, 600	397, 600						
	137		375, 900	397, 900						
	138		376, 300	398, 300						
	139		376, 800	398, 800						
	140		377, 300	399, 300						
	141		377, 600	399, 600						
	142		378, 200							
	143		378, 700							
	144		379, 200							
	145		379, 500							
定年前再任用短時間勤務職員		257, 400	269, 600	274, 200	307, 000	324, 500	339, 200	363, 600	400, 200	433, 300

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,600	261,900	335,200	392,500	468,500
	2	217,000	263,300	337,000	394,000	470,300
	3	219,400	264,700	338,800	395,400	472,100
	4	221,700	266,100	340,500	396,800	473,900
	5	223,900	267,600	342,100	398,200	475,600
	6	226,200	268,800	344,100	399,600	477,300
	7	228,400	270,100	346,000	401,100	479,200
	8	230,700	271,200	347,800	402,600	481,000
	9	232,900	272,500	349,600	403,900	482,800
	10	235,100	273,600	351,600	405,300	484,400
	11	237,300	274,700	353,500	406,800	486,000
	12	239,500	275,900	355,100	408,300	487,500
	13	241,800	277,300	356,800	409,600	489,000
	14	243,900	278,900	358,500	411,100	490,300
	15	246,000	280,600	360,100	412,600	491,700
	16	248,100	282,300	361,700	414,200	493,000
	17	250,100	284,000	363,300	415,600	494,200
	18	252,000	286,100	364,600	417,200	494,800
	19	253,700	288,300	365,800	418,800	495,400
	20	255,500	290,600	367,000	420,300	496,100
	21	257,200	292,800	368,300	421,500	496,800
	22	258,500	295,000	369,900	422,900	
	23	259,800	297,200	371,500	424,300	
	24	261,000	299,300	373,000	425,700	
	25	262,200	301,300	374,400	427,300	
	26	263,400	303,300	376,000	428,700	
	27	264,600	305,200	377,600	430,000	
	28	265,800	307,000	379,100	431,400	
	29	267,000	308,800	380,600	432,800	
	30	267,900	310,700	382,200	434,100	
	31	269,000	312,500	383,800	435,600	
	32	270,100	314,200	385,300	437,100	
	33	271,200	316,000	386,800	438,800	
	34	272,300	317,800	388,400	440,200	
	35	273,500	319,500	389,900	441,800	
	36	274,800	321,100	391,400	443,300	
	37	276,000	322,700	392,900	445,000	
	38	277,100	324,400	394,400	446,500	
	39	278,300	326,200	395,900	448,100	
	40	279,400	327,900	397,300	449,700	
	41	280,700	329,300	398,600	451,200	
	42	281,700	331,100	400,100	452,800	
	43	282,700	332,900	401,600	454,000	
	44	283,600	334,700	403,000	455,200	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	45	284,300	336,200	404,500	456,400
	46	285,100	338,100	406,100	457,700
	47	285,900	339,900	407,700	458,900
	48	286,700	341,600	409,100	460,100
	49	287,400	343,300	410,400	461,200
	50	288,200	345,000	411,800	462,400
	51	288,900	346,800	413,200	463,600
	52	289,800	348,500	414,500	464,800
	53	290,600	350,200	415,700	466,000
	54	291,400	351,500	416,900	467,300
	55	292,000	352,900	418,200	468,500
	56	292,800	354,200	419,500	469,700
	57	293,500	355,700	420,800	470,800
	58	294,100	357,300	422,100	471,400
	59	294,900	358,800	423,500	471,900
	60	295,800	360,400	424,800	472,400
	61	296,500	361,800	426,000	472,900
	62	297,100	363,400	427,400	473,500
	63	297,900	365,100	428,800	474,000
	64	298,500	366,500	430,100	474,500
	65	299,500	368,000	431,300	475,000
	66	300,300	369,600	432,500	475,600
	67	301,000	371,200	433,800	476,100
	68	301,800	372,700	435,200	476,600
	69	302,300	374,200	436,500	477,100
	70	303,000	375,800	437,700	
	71	303,700	377,300	438,800	
	72	304,400	378,800	440,000	
	73	305,100	380,300	441,200	
	74	305,800	381,900	442,300	
	75	306,600	383,500	443,500	
	76	307,000	385,000	444,500	
	77	307,600	386,400	445,600	
	78	308,300	387,800	446,600	
	79	309,000	389,300	447,600	
	80	309,600	390,600	448,600	
	81	310,100	391,900	449,500	
	82	310,700	393,300	450,300	
	83	311,400	394,600	451,100	
	84	312,100	396,000	451,900	
	85	312,600	397,100	452,700	
	86	313,500	398,500	453,100	
	87	314,200	399,800	453,500	
	88	314,800	401,100	453,900	
	89	315,500	402,300	454,300	
	90	316,300	403,600	454,600	
	91	317,100	404,700	454,900	
	92	317,900	405,900	455,100	

93	318, 400	407, 100	455, 400
94	319, 200	408, 200	455, 700
95	320, 000	409, 500	456, 000
96	320, 800	410, 700	456, 200
97	321, 500	412, 100	456, 400
98	322, 200	413, 100	
99	323, 000	414, 100	
100	323, 700	415, 100	
101	324, 500	416, 000	
102	325, 300	417, 000	
103	326, 200	418, 100	
104	327, 000	419, 200	
105	327, 600	419, 900	
106	328, 400	420, 800	
107	329, 200	421, 700	
108	330, 000	422, 600	
109	330, 800	423, 500	
110	331, 200	424, 300	
111	331, 400	425, 100	
112	331, 900	425, 900	
113	332, 400	426, 500	
114	332, 800	427, 200	
115	333, 300	427, 900	
116	333, 700	428, 600	
117	334, 100	429, 200	
118	334, 700	429, 700	
119	335, 100	430, 100	
120	335, 600	430, 400	
121	336, 100	430, 700	
122	336, 500	431, 000	
123	336, 900	431, 300	
124	337, 400	431, 500	
125	337, 900	431, 700	
126	338, 200	432, 000	
127	338, 500	432, 300	
128	338, 800	432, 500	
129	339, 000	432, 700	
130	339, 300	433, 000	
131	339, 600	433, 300	
132	339, 800	433, 500	
133	340, 000	433, 700	
134	340, 200	434, 000	
135	340, 400	434, 300	
136	340, 700	434, 500	
137	341, 000	434, 700	
138	341, 200	435, 000	
139	341, 500	435, 300	
140	341, 800	435, 500	

	141	342, 000	435, 700			
	142	342, 200	436, 000			
	143	342, 500	436, 300			
	144	342, 700	436, 500			
	145	343, 000	436, 700			
	146	343, 200	437, 000			
	147	343, 500	437, 300			
	148	343, 800	437, 500			
	149	344, 000	437, 700			
	150	344, 200				
	151	344, 500				
	152	344, 800				
	153	345, 000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		249, 200	291, 200	321, 700	351, 000	439, 500

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,600	235,900	335,200	364,700	451,700
	2	217,000	238,300	337,000	366,300	453,100
	3	219,400	240,700	338,800	367,800	454,300
	4	221,700	243,300	340,500	369,200	455,600
	5	223,900	245,700	342,100	370,600	456,700
	6	226,200	248,100	344,100	372,000	457,800
	7	228,400	250,500	346,000	373,300	459,000
	8	230,700	253,000	347,800	374,700	460,200
	9	232,900	255,500	349,600	376,100	461,500
	10	235,100	257,100	351,600	377,400	462,700
	11	237,300	258,700	353,500	378,800	463,800
	12	239,500	260,300	355,100	379,900	464,900
	13	241,800	261,900	356,800	381,100	466,100
	14	243,900	263,300	358,500	382,400	466,900
	15	246,000	264,700	360,100	383,600	467,800
	16	248,100	266,100	361,700	384,800	468,700
	17	250,100	267,600	363,300	385,900	469,600
	18	252,000	268,800	364,600	387,100	470,000
	19	253,700	270,100	365,800	388,300	470,500
	20	255,500	271,200	367,000	389,400	471,000
	21	257,200	272,500	368,300	390,400	471,500
	22	258,500	273,600	369,600	391,600	471,900
	23	259,800	274,700	371,100	392,800	472,400
	24	261,000	275,900	372,400	393,900	472,900
	25	262,200	277,300	373,600	395,000	473,400
	26	263,300	278,900	375,000	396,200	
	27	264,400	280,600	376,300	397,300	
	28	265,500	282,300	377,700	398,400	
	29	266,800	284,000	378,800	399,500	
	30	267,800	286,100	380,200	400,700	
	31	268,900	288,300	381,500	402,000	
	32	270,000	290,600	382,800	403,100	
	33	271,100	292,800	384,100	404,000	
	34	272,100	295,000	385,300	405,100	
	35	273,100	297,200	386,400	406,300	
	36	274,200	299,300	387,700	407,500	
	37	275,400	301,300	388,900	408,700	
	38	276,300	303,300	390,100	410,000	
	39	277,300	305,200	391,300	411,200	
	40	278,400	307,000	392,400	412,400	
	41	279,600	308,800	393,500	413,500	
	42	280,700	310,700	394,700	414,800	
	43	281,800	312,500	395,900	415,800	
	44	282,900	314,200	397,000	416,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	283,900	316,000	398,200	418,100
	46	284,700	317,800	399,500	419,300
	47	285,500	319,500	400,700	420,500
	48	286,300	321,100	401,800	421,700
	49	286,900	322,700	402,700	422,800
	50	287,700	324,400	403,900	423,800
	51	288,400	326,200	404,900	425,200
	52	289,100	327,900	406,000	426,400
	53	290,000	329,300	406,800	427,600
	54	290,800	331,100	407,900	428,700
	55	291,300	332,900	408,900	429,800
	56	292,000	334,700	410,000	430,900
	57	292,700	336,200	411,100	431,900
	58	293,500	338,100	412,100	433,100
	59	294,300	339,900	413,200	434,300
	60	295,000	341,600	414,300	435,500
	61	295,600	343,300	415,300	436,100
	62	296,300	345,000	416,400	436,900
	63	297,000	346,800	417,500	437,600
	64	297,600	348,500	418,500	438,200
	65	298,200	350,200	419,400	438,500
	66	298,900	351,500	420,300	438,800
	67	299,500	352,900	421,300	439,200
	68	300,100	354,200	422,300	439,600
	69	300,800	355,700	423,100	439,900
	70	301,500	357,100	424,000	440,300
	71	302,100	358,700	424,700	440,600
	72	303,000	360,200	425,500	440,900
	73	303,300	361,500	426,200	441,200
	74	303,900	363,000	426,800	441,500
	75	304,600	364,500	427,500	441,800
	76	305,100	365,900	428,200	442,100
	77	305,700	367,300	428,800	442,300
	78	306,300	368,900	429,500	442,600
	79	306,900	370,400	430,000	442,900
	80	307,500	371,900	430,600	443,100
	81	308,100	373,200	431,000	443,300
	82	308,600	374,500	431,400	443,600
	83	309,200	375,800	431,700	443,900
	84	309,800	377,100	432,000	444,100
	85	310,200	378,300	432,200	444,300
	86	310,600	379,500	432,500	444,600
	87	311,100	380,500	432,800	444,900
	88	311,600	381,600	433,000	445,100
	89	312,000	382,700	433,200	445,300
	90	312,500	383,800	433,500	
	91	312,900	384,900	433,800	
	92	313,400	386,000	434,000	

93	313, 700	387, 200	434, 200
94	314, 200	388, 200	434, 500
95	314, 700	389, 200	434, 800
96	315, 100	390, 300	435, 000
97	315, 400	391, 300	435, 200
98	315, 800	392, 300	435, 500
99	316, 200	393, 200	435, 800
100	316, 600	394, 100	436, 000
101	317, 000	395, 000	436, 200
102	317, 300	396, 000	436, 500
103	317, 600	396, 800	436, 800
104	317, 900	397, 700	437, 000
105	318, 100	398, 500	437, 300
106	318, 400	399, 400	
107	318, 700	400, 300	
108	318, 900	401, 200	
109	319, 100	402, 000	
110	319, 300	403, 000	
111	319, 600	403, 900	
112	319, 900	404, 800	
113	320, 200	405, 400	
114	320, 400	406, 300	
115	320, 600	407, 200	
116	320, 900	408, 100	
117	321, 200	409, 000	
118	321, 300	409, 700	
119	321, 600	410, 500	
120	321, 900	411, 300	
121	322, 000	411, 900	
122	322, 200	412, 600	
123	322, 500	413, 300	
124	322, 800	413, 900	
125	323, 000	414, 500	
126		415, 200	
127		415, 700	
128		416, 300	
129		416, 900	
130		417, 500	
131		418, 000	
132		418, 500	
133		418, 800	
134		419, 100	
135		419, 300	
136		419, 600	
137		419, 900	
138		420, 200	
139		420, 500	
140		420, 800	

	141		421,100			
	142		421,400			
	143		421,700			
	144		422,000			
	145		422,300			
	146		422,600			
	147		422,900			
	148		423,100			
	149		423,300			
	150		423,600			
	151		423,900			
	152		424,100			
	153		424,300			
	154		424,600			
	155		424,900			
	156		425,100			
	157		425,300			
	158		425,600			
	159		425,900			
	160		426,100			
	161		426,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		240,300	288,100	316,800	344,300	429,000

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,800	248,800	341,600	391,600	463,800
	2	198,900	253,200	343,700	393,000	474,100
	3	200,100	256,000	345,700	394,400	483,800
	4	201,200	258,700	347,500	395,800	493,800
	5	202,300	261,300	349,400	397,200	503,800
	6	204,600	263,000	351,300	398,600	513,900
	7	206,700	264,500	353,300	399,900	522,700
	8	208,800	266,000	355,200	401,400	530,700
	9	210,900	267,600	357,000	402,800	538,500
	10	212,900	269,500	358,600	404,300	545,700
	11	214,900	271,500	360,100	405,700	551,000
	12	217,000	273,400	361,700	407,100	555,600
	13	219,000	275,500	363,300	408,400	558,600
	14	220,900	277,600	364,600	409,900	560,600
	15	222,900	279,800	365,400	411,400	
	16	224,600	282,000	366,200	413,000	
	17	226,300	284,200	367,300	414,500	
	18	228,100	286,500	368,600	416,100	
	19	230,000	288,900	369,800	417,700	
	20	231,800	291,300	371,000	419,400	
	21	233,600	293,600	372,200	420,600	
	22	235,400	295,700	373,300	422,000	
	23	237,100	297,800	374,300	423,400	
	24	238,800	299,800	375,300	424,700	
	25	240,500	301,800	376,400	426,100	
	26	242,800	303,800	377,500	427,400	
	27	244,600	305,700	378,300	428,900	
	28	246,500	307,600	379,300	430,400	
	29	248,500	309,500	380,200	431,600	
	30	249,500	311,000	381,000	432,800	
	31	250,600	312,500	381,800	434,400	
	32	251,700	314,000	382,600	435,900	
	33	253,100	315,600	383,300	437,200	
	34	254,400	317,100	384,100	438,700	
	35	255,800	318,600	384,900	440,100	
	36	257,200	320,000	385,700	441,500	
	37	258,700	321,400	386,400	442,900	
	38	260,200	322,300	387,100	444,300	
	39	261,700	323,200	387,900	445,700	
	40	263,300	324,000	388,900	447,100	
	41	264,700	324,700	389,800	448,200	
	42	266,000	325,200	390,700	449,500	
	43	267,400	325,700	391,900	450,900	
	44	268,900	326,100	393,100	452,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	270,400	326,400	393,800	453,100
	46	271,700	327,000	394,800	453,900
	47	272,900	327,500	395,700	454,800
	48	274,100	327,900	396,400	455,700
	49	275,300	328,300	397,100	456,500
	50	276,400	328,700	397,800	457,300
	51	277,600	329,000	398,400	457,900
	52	278,700	329,500	399,000	458,700
	53	279,600	329,900	399,600	459,100
	54	280,700	330,300	400,300	459,700
	55	281,700	330,700	401,100	460,200
	56	282,700	331,000	401,900	460,700
	57	283,800	331,400	402,500	461,200
	58	284,500	331,700	403,300	
	59	285,000	332,100	404,000	
	60	285,600	332,400	404,700	
	61	286,200	332,800	405,300	
	62	286,800	333,400	406,000	
	63	287,400	334,000	406,600	
	64	287,900	334,500	407,300	
	65	288,500	334,900	408,000	
	66	289,000	335,500	408,700	
	67	289,600	336,000	409,300	
	68	290,100	336,600	410,000	
	69	290,700	337,100	410,700	
	70	291,400	337,600	411,200	
	71	292,000	338,100	411,800	
	72	292,600	338,700	412,400	
	73	293,200	339,200	412,900	
	74	293,800	339,900	413,500	
	75	294,500	340,600	414,100	
	76	295,200	341,300	414,600	
	77	295,800	341,900	415,100	
	78	296,500	342,500	415,600	
	79	297,200	343,200	416,100	
	80	297,700	343,900	416,800	
	81	298,300	344,600	417,200	
	82	298,900	345,300	417,700	
	83	299,600	346,000	418,200	
	84	300,200	346,700	418,900	
	85	300,700	347,200	419,300	
	86	301,300	347,700	419,800	
	87	302,000	348,000	420,300	
	88	302,600	348,400	421,000	
	89	303,100	348,700	421,400	
	90	303,700	349,200		
	91	304,400	349,400		
	92	305,000	349,900		

	93	305,600	350,200			
	94	306,200	350,500			
	95	306,800	350,900			
	96	307,400	351,300			
	97	307,700	351,800			
	98	308,300	352,300			
	99	308,900	352,800			
	100	309,400	353,300			
	101	309,800	353,800			
	102	310,200	354,300			
	103	310,400	354,800			
	104	310,900	355,300			
	105	311,300	355,700			
	106	311,700	356,100			
	107	312,100	356,600			
	108	312,400	357,000			
	109	312,600	357,500			
	110	313,000	357,900			
	111	313,300	358,300			
	112	313,500	358,700			
	113	313,800	359,200			
	114	314,100	359,600			
	115	314,400	360,000			
	116	314,700	360,400			
	117	314,900	360,900			
	118	315,200	361,300			
	119	315,400	361,700			
	120	315,700	362,100			
	121	316,000	362,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		232,000	275,600	301,600	345,800	406,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再		円	円	円	円
	1	308,100	419,000	474,100	570,700
	2	310,400	421,700	476,100	576,900
	3	312,700	424,300	478,000	582,000
	4	315,000	426,700	480,000	586,800
	5	317,100	429,000	481,400	591,100
	6	320,600	431,300	483,100	595,400
	7	324,100	433,300	484,900	598,900
	8	327,600	435,400	486,700	601,800
	9	331,000	437,500	488,500	604,400
	10	334,500	439,000	490,100	606,700
	11	337,900	440,500	492,000	
	12	341,400	442,300	493,800	
	13	344,800	443,500	495,600	
	14	348,300	444,900	497,300	
	15	351,700	446,400	499,100	
	16	355,200	447,800	500,900	
	17	358,600	449,100	502,800	
	18	361,700	450,600	504,700	
	19	364,900	452,000	506,600	
	20	368,200	453,500	508,500	
	21	371,500	454,700	510,400	
	22	374,600	456,200	512,100	
	23	377,700	457,700	513,900	
	24	380,800	459,100	515,800	
	25	383,900	460,500	517,400	
	26	386,200	461,900	519,200	
	27	388,500	463,200	521,000	
	28	390,700	464,600	522,600	
	29	392,700	466,100	524,000	
	30	394,400	467,300	525,700	
	31	396,100	468,700	527,500	
	32	397,900	470,100	529,300	
	33	399,600	471,500	530,800	
	34	401,400	472,900	532,100	
	35	403,000	474,100	533,400	
	36	404,400	475,500	534,700	
	37	405,800	477,000	535,700	
	38	407,200	478,700	537,000	
	39	408,600	480,300	538,300	
	40	410,000	481,800	539,600	

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	411,500	483,400	540,600	
	42	412,200	484,600	541,400	
	43	412,500	485,800	542,300	
	44	413,900	486,900	543,100	
	45	414,200	487,900	544,000	
	46	414,800	488,800	544,800	
	47	415,400	489,700	545,600	
	48	415,900	490,500	546,300	
	49	416,400	491,200	547,100	
	50	416,800	491,900	547,900	
	51	417,300	492,600	548,600	
	52	417,700	493,200	549,500	
	53	418,100	493,800	550,400	
	54	418,400	494,500	551,200	
	55	418,700	495,100	552,100	
	56	419,100	495,700	553,000	
	57	419,400	496,000	553,800	
	58	419,800	496,600	554,600	
	59	420,100	497,200	555,400	
	60	420,600	498,000	556,200	
	61	421,000	498,400	557,000	
	62	421,300	499,000	557,900	
	63	421,600	499,700	558,800	
	64	421,900	500,400	559,700	
	65	422,200	500,800	560,500	
	66		501,400	561,400	
	67		502,000	562,300	
	68		502,500	563,200	
	69		503,000	564,000	
	70		503,500	564,900	
	71		504,000	565,800	
	72		504,500	566,700	
	73		504,900	567,500	
	74		505,400		
	75		505,800		
	76		506,200		
	77		506,700		
	78		507,300		
	79		507,900		
	80		508,300		
	81		508,800		
	82		509,400		
	83		510,000		
	84		510,500		
	85		511,000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		315,400	359,400	416,100	492,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,600	241,800	276,600	295,700	329,000	369,700	424,100
	2	204,800	243,100	277,500	296,500	330,400	371,400	426,100
	3	206,900	244,400	278,100	297,200	331,500	373,000	428,000
	4	209,000	245,700	278,900	297,900	333,300	374,600	429,800
	5	211,000	247,000	279,700	298,600	334,600	376,200	431,600
	6	213,000	248,000	280,500	299,300	336,200	378,100	433,400
	7	215,000	249,000	281,300	300,000	337,700	379,600	435,200
	8	216,900	249,900	282,000	300,700	339,300	381,200	437,000
	9	218,700	251,000	282,800	301,500	340,600	382,500	438,600
	10	220,600	252,100	283,600	302,200	342,200	384,100	440,200
	11	222,500	253,300	284,400	303,000	343,700	385,700	441,700
	12	224,600	254,500	285,200	303,600	345,200	387,300	443,200
	13	226,300	255,700	286,000	304,200	346,600	389,200	444,700
	14	228,300	256,900	286,800	305,300	348,200	391,100	446,000
	15	230,600	258,100	287,400	306,400	349,700	393,000	447,300
	16	232,700	259,200	288,200	307,600	351,300	394,800	448,500
	17	234,800	260,200	289,100	308,800	352,800	396,400	449,700
	18	235,900	261,200	289,900	310,000	354,400	398,200	451,000
	19	236,900	262,300	290,700	311,100	356,000	399,900	452,300
	20	238,000	263,200	291,400	312,300	357,500	401,500	453,600
	21	239,100	264,300	292,200	313,500	358,800	403,200	454,800
	22	239,900	265,300	293,100	314,800	360,300	404,600	455,600
	23	240,800	266,100	294,000	316,000	361,800	406,000	456,400
	24	241,600	266,900	294,700	317,300	363,400	407,400	457,200
	25	242,500	267,700	295,500	318,300	364,900	408,800	457,800
	26	243,400	268,500	296,400	319,500	366,400	410,100	458,400
	27	244,300	269,300	297,300	320,600	367,900	411,300	459,000
	28	245,200	270,100	298,000	321,800	369,500	412,300	459,600
	29	246,100	270,900	298,800	323,000	371,000	413,400	460,300
	30	246,900	271,700	299,800	324,200	372,600	414,600	461,100
	31	247,600	272,500	300,600	325,400	373,700	415,700	461,500
	32	248,400	273,300	301,800	326,700	375,200	416,800	462,200
	33	249,100	274,100	302,700	327,700	376,400	417,500	462,700
	34	249,700	275,000	303,800	328,800	377,500	418,200	463,100
	35	250,400	275,400	304,800	330,000	378,700	418,800	463,500
	36	251,100	276,300	305,700	331,200	379,800	419,500	463,900
	37	251,800	277,200	306,700	332,400	380,900	420,100	464,300
	38	252,400	278,000	307,700	333,700	381,700	420,700	464,600
	39	253,000	278,800	308,700	335,000	382,600	421,200	464,900
	40	253,600	279,500	309,700	336,200	383,700	421,600	465,200
	41	254,200	280,200	310,700	337,100	384,700	422,000	465,500
	42	254,800	280,900	311,900	338,400	385,700	422,200	465,800
	43	255,400	281,800	313,100	339,600	386,700	422,500	466,100
	44	255,900	282,600	314,200	340,800	387,600	422,800	466,400

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	256,300	283,300	315,100	341,600	388,400	423,200	466,800
	46	256,900	284,100	316,200	342,600	389,200	423,500	
	47	257,300	284,900	317,300	343,600	390,100	423,800	
	48	257,700	285,600	318,300	344,500	390,900	424,100	
	49	258,100	286,300	319,400	345,400	391,400	424,300	
	50	258,600	287,000	320,500	346,400	392,200	424,600	
	51	259,100	287,500	321,600	347,400	393,000	424,800	
	52	259,600	288,400	322,700	348,300	393,900	425,100	
	53	259,900	289,000	323,700	348,800	394,300	425,300	
	54	260,200	289,600	324,700	349,700	395,000	425,600	
	55	260,500	290,300	325,800	350,500	395,700	425,900	
	56	260,800	291,100	326,800	351,400	396,300	426,200	
	57	261,100	291,600	327,600	352,100	396,700	426,400	
	58	261,400	292,300	328,600	352,400	397,200	426,700	
	59	261,700	293,000	329,600	352,700	397,800	427,000	
	60	262,000	293,600	330,500	353,300	398,400	427,200	
	61	262,300	294,100	331,400	353,900	398,800	427,400	
	62	262,600	294,800	332,100	354,600	399,300	427,700	
	63	262,900	295,500	332,800	355,300	399,800	428,000	
	64	263,200	296,100	333,500	355,900	400,300	428,200	
	65	263,600	296,600	334,100	356,600	400,900	428,400	
	66	263,900	297,200	334,800	357,100	401,400	428,700	
	67	264,200	297,900	335,400	357,700	402,000	429,000	
	68	264,500	298,500	336,100	358,300	402,600	429,200	
	69	264,800	299,100	336,700	358,600	403,100	429,400	
	70	265,100	299,700	336,900	359,200	403,600	429,700	
	71	265,400	300,300	337,200	359,600	404,000	430,000	
	72	265,600	300,900	337,700	360,100	404,400	430,200	
	73	265,800	301,500	338,300	360,600	404,700	430,400	
	74	266,100	302,100	338,800	361,100	405,200		
	75	266,400	302,400	339,300	361,600	405,600		
	76	266,700	302,800	339,700	362,000	406,000		
	77	266,800	303,100	340,300	362,300	406,400		
	78	267,000	303,400	340,800	362,600	406,900		
	79	267,400	303,600	341,200	362,800	407,300		
	80	267,600	303,900	341,700	363,100	407,700		
	81	267,700	304,200	342,200	363,700	408,100		
	82	268,100	304,500	342,500	364,000	408,600		
	83	268,500	304,800	342,700	364,300	409,000		
	84	268,600	305,000	343,000	364,600	409,400		
	85	268,800	305,200	343,400	365,000	409,800		
	86		305,400	343,800	365,300			
	87		305,700	344,100	365,600			
	88		305,900	344,400	365,900			
	89		306,300	344,700	366,300			
	90		306,500	344,900	366,600			
	91		306,700	345,300	366,700			
	92		306,900	345,600	367,000			

	93		307,300	345,800	367,300			
	94		307,500	346,100	367,700			
	95		307,700	346,400	368,100			
	96		308,000	346,700	368,500			
	97		308,300	346,900	369,000			
	98		308,500	347,200	369,400			
	99		308,700	347,500	369,800			
	100		309,000	347,700	370,200			
	101		309,300	347,800	370,700			
	102		309,500	348,100				
	103		309,700	348,500				
	104		310,000	348,800				
	105		310,300	349,000				
	106			349,200				
	107			349,600				
	108			350,000				
	109			350,200				
定年前再任用短時間勤務職員		202,900	229,700	259,400	273,500	300,200	334,600	377,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,500	256,700	296,300	309,800	333,500	376,400
	2	225,400	258,900	296,800	310,300	334,700	378,100
	3	227,200	261,100	297,300	310,800	335,500	379,800
	4	228,900	263,300	297,800	311,300	336,400	381,600
	5	230,700	265,500	298,200	311,800	337,300	383,400
	6	232,600	266,500	298,700	312,300	338,500	385,400
	7	234,400	267,300	299,200	312,900	339,800	387,400
	8	236,100	268,200	299,600	313,300	341,000	389,400
	9	237,800	269,000	300,000	313,800	341,900	391,100
	10	239,700	270,200	300,500	314,200	343,100	393,200
	11	241,600	271,300	301,000	314,900	344,200	395,400
	12	243,600	272,300	301,500	315,400	345,300	397,400
	13	245,400	273,000	301,900	315,800	346,400	399,300
	14	247,400	273,700	302,500	316,400	347,500	400,900
	15	249,400	274,400	302,800	317,100	348,600	402,700
	16	251,400	275,200	303,300	317,700	349,700	404,500
	17	253,400	276,300	303,800	318,300	350,800	406,200
	18	255,500	277,200	304,200	319,200	351,900	407,900
	19	257,600	278,100	304,700	320,100	353,000	410,000
	20	259,600	279,000	305,100	321,000	354,100	411,700
	21	261,500	280,000	305,600	321,800	355,300	413,400
	22	262,700	281,000	306,000	322,700	356,400	415,100
	23	263,800	282,000	306,500	323,600	357,500	416,900
	24	264,900	283,000	306,900	324,600	358,600	418,700
	25	266,000	283,800	307,400	325,200	359,700	420,300
	26	266,800	284,700	308,000	326,000	361,000	422,000
	27	267,700	285,600	308,800	326,900	362,300	423,900
	28	268,500	286,500	309,500	327,800	363,700	425,700
	29	269,300	287,500	310,200	328,500	364,900	427,200
	30	270,100	288,200	310,900	329,600	366,400	428,700
	31	270,800	288,900	311,600	330,700	367,900	430,200
	32	271,500	289,600	312,400	331,700	369,400	431,500
	33	272,300	290,100	313,100	332,800	370,600	432,800
	34	272,900	290,800	314,000	333,900	372,100	433,900
	35	273,500	291,300	314,600	335,000	373,500	435,100
	36	274,000	291,700	315,500	336,100	374,900	436,300
	37	274,600	292,100	316,000	337,200	376,300	437,600
	38	275,300	292,700	316,800	338,300	377,300	438,800
	39	276,000	293,200	317,600	339,400	378,700	440,000
	40	276,700	293,600	318,400	340,500	380,100	441,200
	41	277,400	294,000	319,000	341,300	381,400	442,400
	42	278,000	294,500	320,000	342,400	382,800	443,400
	43	278,700	295,000	321,000	343,500	384,100	444,500
	44	279,300	295,500	321,900	344,500	385,400	445,600

	45	280,100	296,000	322,700	345,400	386,900	446,600
	46	280,800	296,400	323,700	346,400	388,100	447,100
	47	281,500	296,900	324,700	347,400	389,200	447,600
	48	282,100	297,300	325,700	348,400	390,400	448,000
	49	282,700	297,800	326,600	349,600	391,500	448,600
	50	283,200	298,200	327,500	350,900	392,400	449,100
	51	283,600	298,700	328,500	352,200	393,400	449,500
	52	284,000	299,200	329,500	353,400	394,400	450,000
	53	284,300	299,600	330,300	354,300	395,000	450,500
	54	284,800	300,000	331,100	355,500	395,800	450,900
	55	285,200	300,500	332,100	356,600	396,600	451,200
	56	285,600	300,900	333,000	357,900	397,400	451,500
	57	286,000	301,500	333,900	358,900	398,100	452,000
	58	286,400	302,100	334,900	359,800	398,800	
	59	286,700	302,800	335,900	360,900	399,500	
	60	287,000	303,500	336,800	362,100	400,100	
	61	287,400	304,200	337,800	363,200	400,700	
	62	287,800	305,100	338,800	364,400	401,300	
	63	288,200	306,000	340,000	365,700	402,000	
	64	288,500	306,900	341,200	366,700	402,600	
	65	288,800	307,500	341,900	367,700	403,300	
	66	289,200	308,400	343,000	368,700	403,800	
	67	289,600	309,200	344,100	369,800	404,400	
	68	289,900	310,000	345,000	370,900	404,900	
	69	290,300	310,700	346,100	371,700	405,300	
	70	290,800	311,600	346,800	372,800	405,900	
	71	291,200	312,500	347,900	373,900	406,300	
	72	291,500	313,300	349,000	374,900	406,600	
	73	291,900	314,200	350,200	375,600	406,900	
	74	292,400	315,000	351,400	376,400	407,400	
	75	292,900	315,900	352,500	377,200	407,900	
	76	293,400	316,800	353,600	377,900	408,200	
	77	293,900	317,600	354,700	378,500	408,500	
	78	294,400	318,500	355,800	379,100	409,000	
	79	295,000	319,500	356,800	379,600	409,500	
	80	295,500	320,400	357,900	380,100	409,900	
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	81	296,000	320,900	358,800	380,700	410,200	
	82	296,400	321,800	359,800	381,200	410,600	
	83	296,900	322,700	360,700	381,700	411,100	
	84	297,400	323,500	361,700	382,200	411,500	
	85	297,800	324,300	362,600	382,600	411,900	
	86	298,200	325,200	363,400	383,000	412,300	
	87	298,700	326,200	364,300	383,600	412,800	
	88	299,200	327,200	365,100	384,100	413,200	
	89	299,500	328,100	365,700	384,400	413,600	
	90	300,100	329,100	366,300	384,900	414,000	
	91	300,600	330,100	366,900	385,200	414,500	
	92	301,100	331,100	367,500	385,500	414,900	

93	301, 600	331, 900	367, 900	386, 100	415, 300
94	302, 000	332, 600	368, 300	386, 600	
95	302, 500	333, 300	368, 800	387, 100	
96	303, 100	333, 900	369, 200	387, 600	
97	303, 700	334, 500	369, 700	388, 200	
98	304, 200	334, 800	370, 100	388, 700	
99	304, 700	335, 400	370, 600	389, 200	
100	305, 200	335, 900	371, 000	389, 600	
101	305, 600	336, 300	371, 300	390, 200	
102	306, 100	336, 800	371, 800	390, 700	
103	306, 400	337, 400	372, 200	391, 200	
104	306, 900	337, 900	372, 500	391, 700	
105	307, 300	338, 300	372, 900	392, 300	
106	307, 700	338, 800	373, 400	392, 800	
107	308, 200	339, 300	373, 900	393, 300	
108	308, 500	339, 800	374, 400	393, 800	
109	308, 700	340, 200	374, 900	394, 400	
110	309, 000	340, 500	375, 400		
111	309, 200	340, 800	375, 900		
112	309, 500	341, 100	376, 300		
113	309, 800	341, 400	376, 700		
114	310, 000	341, 800	377, 100		
115	310, 300	342, 100	377, 600		
116	310, 500	342, 400	378, 200		
117	310, 800	342, 600	378, 600		
118	311, 000	342, 900	379, 100		
119	311, 300	343, 200	379, 600		
120	311, 600	343, 400	380, 100		
121	311, 900	343, 600	380, 400		
122	312, 200	343, 900			
123	312, 500	344, 200			
124	312, 800	344, 500			
125	313, 000	344, 700			
126	313, 200	345, 000			
127	313, 500	345, 300			
128	313, 900	345, 500			
129	314, 100	345, 600			
130	314, 400	345, 900			
131	314, 700	346, 200			
132	315, 100	346, 400			
133	315, 300	346, 700			
134	315, 600	347, 100			
135	315, 900	347, 500			
136	316, 200	347, 900			
137	316, 400	348, 200			
138	316, 700	348, 700			
139	317, 000	349, 100			
140	317, 300	349, 500			

	141	317,500	349,800				
	142	317,800	350,200				
	143	318,200	350,500				
	144	318,500	350,900				
	145	318,600	351,200				
	146	318,900	351,600				
	147	319,300	352,000				
	148	319,600	352,400				
	149	319,800	352,700				
	150	320,000	353,100				
	151	320,300	353,500				
	152	320,600	353,900				
	153	321,000	354,200				
	154	321,200					
	155	321,400					
	156	321,700					
	157	322,000					
	158	322,300					
	159	322,600					
	160	322,900					
	161	323,300					
	162	323,600					
	163	323,900					
	164	324,200					
	165	324,600					
	166	324,900					
	167	325,200					
	168	325,500					
	169	325,900					
定年前再任用短時間勤務職員		250,800	271,900	279,500	290,400	307,500	346,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 4 条第 1 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	408,200
2	458,600
3	512,100
4	578,600
5	660,300
6	771,100
7	900,200

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	431,400
2	494,900
3	560,500
4	647,100
5	752,000
6	857,800

第 5 条第 2 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	360,900
2	398,200
3	427,400

参 考 資 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別 職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	50
第18表 民間における住宅手当の支給状況	50
第19表 民間における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	51
第20表 民間における外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用 に係る通勤手当の支給状況	51
第21表 民間における外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用 に係る通勤手当の月額支給の状況	51
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第23表 民間における定年制の状況	53
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	53
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	53

第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	55
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	56
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和7年8月29日（金）現在で公表しているものを使用した。

第 1 部 職員給与関係資料

令和 7 年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和 7 年 4 月 1 日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)）の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、技能労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 臨時的任用職員
- ③ 「職員の給与に関する条例」附則第 32 項により給料月額が決定される職員

- (2) 調査対象の職員のうち、暫定再任用職員（短時間勤務職員含む）、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第 1 表から第 10 表）には含めずに、それぞれ第 11 表から第 12 表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条第 1 項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条の 2 の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 3,856	人	人	人	人 214
警 察	511	3,776			20
教育委員会	497				33
高等学校等	395		4,140		
中・小学校	336			6,247	
そ の 他	89				
計	5,684	3,776	4,140	6,247	267
比 率	% 27.8	% 18.5	% 20.2	% 30.5	% 1.3

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人 16	人 195	人 105	人 4,386	% 21.4
		3	4,310	21.1
	2		532	2.6
	6		4,541	22.2
	12		6,595	32.2
			89	0.4
16	215	108	20,453	100.0
% 0.1	% 1.1	% 0.5	% 100.0	

第2表

給 料 表 別

給 料 表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)	
給与月額等						
職 員 数		5,684 人	3,776	4,140	6,247	
給 料 総 額		1,902,564,200 円	1,312,768,900	1,580,667,300	2,253,569,200	
給 料 の 調 整 額 総 額		1,578,350 円	190,200	14,483,900	9,271,200	
教 職 調 整 額 総 額		円		60,115,580	80,176,088	
義務教育等教員特別手当総額		円		23,046,050	33,741,200	
扶 養 手 当 総 額		40,734,000 円	50,501,500	35,699,500	39,170,500	
地 域 手 当 総 額		78,435,168 円	54,087,981	47,167,596	38,485,715	
給 与 小 計		2,023,311,718 円	1,417,548,581	1,761,179,926	2,454,413,903	
その他手当	住 居 手 当 総 額	42,374,700 円	18,218,100	31,923,700	50,780,000	
	管 理 職 手 当 総 額	50,168,600 円	7,757,500	12,190,700	35,073,800	
	単身赴任手当(基礎額)総額	2,040,000 円	7,380,000	510,000	2,100,000	
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	88,000 円				
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	82,152 円	407,758	4,973		
	へ き 地 手 当 等 総 額	256,002 円			5,845,669	
	寒 冷 地 手 当 (1 ／ 12) 総 額	4,384,879 円	3,252,692	5,221,762	10,136,207	
給 与 合 計		2,122,706,051 円	1,454,564,631	1,811,031,061	2,558,349,579	
職員一人当たりの	給 料 月 額	334,723 円	347,661	381,804	360,744	
	給 料 の 調 整 額	278 円	50	3,499	1,484	
	教 職 調 整 額	円		14,521	12,834	
	義務教育等教員特別手当	円		5,567	5,401	
	扶 養 手 当	7,166 円	13,374	8,623	6,269	
	地 域 手 当	13,799 円	14,324	11,393	6,160	
	給 与 小 計	355,966 円	375,409	425,407	392,880	
	その他手当	住 居 手 当	7,455 円	4,825	7,711	8,129
		管 理 職 手 当	8,826 円	2,054	2,945	5,615
		単身赴任手当(基礎額)	359 円	1,954	123	336
		初 任 給 調 整 手 当	15 円			
		特 地 勤 務 手 当 等	14 円	108	1	
		へ き 地 手 当 等	45 円			936
		寒 冷 地 手 当 (1 ／ 12)	771 円	861	1,261	1,623
	給 与 合 計		373,451 円	385,211	437,448	409,519
	経 験 年 数		20.1 年	16.8	22.0	18.3
	修 学 年 数		14.4 年	14.4	15.9	16.0
	年 齢		41.0 歳	37.7	44.4	40.7

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

給 与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
267	16	215	108	20,453
96,846,200	7,311,900	74,336,900	36,156,600	7,264,221,200
228,900		801,650		26,554,200
				140,291,668
				56,787,250
2,001,000	220,000	1,241,000	374,000	169,941,500
3,365,980	1,291,088	1,958,286	787,473	225,579,287
102,442,080	8,822,988	78,337,836	37,318,073	7,883,375,105
2,401,700	102,000	1,247,700	844,000	147,891,900
3,088,500	537,400	1,235,800	65,000	110,117,300
		150,000	30,000	12,210,000
70,600	4,261,500	966,000		5,386,100
				494,883
				6,101,671
321,410	16,500	302,510	142,072	23,778,032
108,324,290	13,740,388	82,239,846	38,399,145	8,189,354,991
362,720	456,994	345,753	334,783	355,167
857		3,729		1,298
				6,859
				2,777
7,494	13,750	5,772	3,463	8,307
12,607	80,693	9,108	7,291	11,029
383,678	551,437	364,362	345,537	385,437
8,995	6,375	5,803	7,815	7,231
11,567	33,588	5,748	602	5,384
		698	278	597
264	266,344	4,493		263
				24
				298
1,204	1,031	1,407	1,315	1,163
405,708	858,775	382,511	355,547	400,397
21.4	17.4	19.4	16.6	19.0
15.8	16.0	15.7	15.9	15.2
43.9	40.2	41.9	39.1	41.0

て掲載している。

第3表

給 料 表 別 、 級 別 平 均 給

給料表 区分 級	行 政 職					公 安 職					教 育 職	
	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額
1	人 795	円 227,122	歳 23.4	年 3.6	年 13.8	人 271	円 249,715	歳 21.2	年 1.7	年 13.4	人 168	円 291,985
2	959	262,962	30.9	9.5	14.7	665	282,608	26.5	6.4	14.1	3,609	378,564
特2											141	439,682
3	941	303,678	36.5	14.9	15.1	759	311,518	34.1	12.9	14.7	133	454,505
4	1,177	371,601	45.7	24.8	14.3	1,088	369,473	41.6	20.3	14.6	89	482,372
5	1,097	398,349	52.0	31.5	14.2	722	413,721	46.9	25.6	14.7		
6	383	412,284	54.6	34.1	14.2	156	431,039	50.0	28.9	14.6		
7	218	438,607	55.1	33.8	14.9	34	440,379	49.4	28.4	14.4		
8	83	476,906	56.7	35.2	15.1	56	460,307	53.1	32.6	14.2		
9	30	534,023	57.3	35.8	15.3	25	481,352	56.2	36.9	13.4		
10	1	573,700	58.0	36.1	16.0							
合計	5,684	334,723	41.0	20.1	14.4	3,776	347,661	37.7	16.8	14.4	4,140	381,804

給料表 区分 級	医 療 職 (医師等)					医 療 職 (薬剤師等)					医 療 職	
	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額
1	人 7	円 358,043	歳 26.0	年 3.7	年 16.0	人	円	歳	年	年	人	円
2	2	475,950	51.0	25.0	16.0	33	256,667	27.1	4.5	16.0	26	273,765
3	5	540,700	50.8	28.3	16.0	33	288,239	33.0	10.0	16.0	22	300,964
4	2	575,100	52.5	30.5	16.0	22	318,782	36.8	14.4	15.9	13	320,238
5						110	383,615	48.0	25.7	15.4	45	386,684
6						11	411,527	53.5	30.8	16.0	2	426,800
7						6	436,233	57.2	34.7	16.0		
合計	16	456,994	40.2	17.4	16.0	215	345,753	41.9	19.4	15.7	108	334,783

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.6	13.5	15.0						52	256,031	26.7	4.8	15.7
43.9	21.5	15.9	5,265	347,054	38.4	16.0	16.0	39	313,700	35.5	12.4	16.0
52.3	30.0	16.0	255	415,345	50.1	27.7	15.9					
53.1	30.9	16.0	380	428,594	52.4	29.9	16.0	129	390,098	48.5	26.0	15.6
56.8	34.6	16.0	347	454,038	56.5	34.1	16.0	37	431,508	57.2	34.5	16.0
								10	500,980	58.0	35.3	16.0
44.4	22.0	15.9	6,247	360,744	40.7	18.3	16.0	267	362,720	43.9	21.4	15.8

(保健師等)		
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.5	3.6	16.0
34.5	11.6	15.9
36.2	13.8	15.9
48.7	26.3	15.7
58.0	36.1	16.0
39.1	16.6	15.9

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その1）

行政職		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	2							2	6		
3	4		1						18	1	
5	6	1							32	1	1
7	8		1						27	28	
9	10	27		1							
11	12		4	2							
13	14	36	71	11							
15	16	10	6	1				1			
17	18	4	57	37				10			
19	20	6	8	31				69			
21	22	25	39	1				14			
23	24	1	10	29				17			
25	26	9	64	6				26			
27	28	5	10	50				13			
29	30	31	43	6				2			
31	32	3	12	26	1			15			
33	34	13	58	12				8			
35	36	9	12	36	26			3			
37	38	25	44	7				12			
39	40	2	7	11				6			
41	42	12	77	32	28			3			
43	44	18	11	9	8			4			
45	46	28	48	62	21			1			
47	48	77	23	15	14			3			
49	50	31	70	53	33			4			
51	52	8	17	14	7			2			
53	54	77	42	61	19						
55	56	7	16	17	5	1		2			
57	58	28	37	50	19	1					
59	60	11	11	27	18			1			
61	62	68	13	47	20						
63	64	16	19	20	13						
65	66	29	17	54	18	1	3				
67	68	14	5	12	5	1	20				
69	70	82	12	42	34		20				
71	72	9	6	18	13		105				
73	74	54	14	36	22	4	12				
75	76	9	7	10	13	1	30				
77	78	1	11	3	15	4	14				
79	80	5	6	7	11		31				
81	82	1	1	8	31	7	10				
83	84	5	5	8	11	3	21				
		2	1	5	33	6	10				
			4	6	14	4	16				
		1	1	2	29	9	2				
			2	1	21		10				
			4	5	16	8	4				
			3	3	17	2	11				
				3	24	6	5				
			2	13	7	2	2				
			1	22	15	3	3				
				17	5	6					
				29	11	2					
		2		9	9	4					
			1	16	18	4					
			2	1	17	27	3				
				1	30	20	1				
				3	13	7	3				
		3	2	29	24	1					
			2	5	20						
			1	17	24	1					
				1	10	16	3				
			2	1	20	30					
			2								
				13	20	1					
				13	31						
				8	16	1					
			1	19	27	1					
				11	35	23					
			1	20	41						
			3	5	19						
				16	38						
				4	24						
			2	13	36						
			1	8	24						
			1	16	28						
			1	6	16						
				7	22						
				9	19						
			2	12	38						

行政職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85		1	1	8	372					
86			1	8						
87				6						
88				7						
89			1	6						
90		1	1	7						
91		1	3	7						
92			2	7						
93				124						
94			1							
95										
96			3							
97										
98			2							
99										
100										
101										
102			1							
103										
104										
105										
106			1							
107			1							
108										
109			4							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122		1								
123										
124										
125		3								
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	795	959	941	1,177	1,097	383	218	83	30	1

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その2）

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1		
2									
3									23
4									2
5									
6									
7	46								
8									
9									
10	25		1						
11	8								
12			1						
13	4								
14	2								
15	2								
16	23	25							
17	1								
18		5		1					
19	7	2							
20	31	23	1	1					
21	1	2							
22	4	12	1	1					
23	7	3		1					
24	3	21	1	2					
25	47	2							
26	3	61	4	2				1	
27	2	11		1					
28	40	27	4	3				24	
29	3	6	1					4	
30	5	52	5	5				1	
31	1	12	1					3	
32		22	8	8	2			1	
33		6	2	1					
34		47	7	8				4	
35		10	1	4				1	
36		21	10	14	8			2	
37	1	9	1	1	14			5	
38		44	11	20	14				
39		9	1	2	14				
40		27	31	20	11				
41	1	12	6	6	3		2	1	
42		36	41	20	17		11	3	
43		7	8	6	17		5	1	
44		23	29	15	12		9	2	
45		4	15	2	6		1	3	
46		48	34	12	9				
47		7	10	3	17		1		
48		27	29	24	15		1		
49		3	10	19	15		1		
50		31	41	28	14				
51	1	6	4	11	12		1		
52			24	28	16	1			
53	3		11	17	17	2	1		
54		1	29	22	17	2			
55			4	17	14	4			
56			35	37	16	1			
57			14	5	12	1			
58			24	36	17	4			
59			10	11	12	2			
60			31	42	19	7			
61			7	13	13	3			
62			37	45	6	3			
63			15	16	18	2			
64			30	29	22	7			
65			11	13	12	5			
66		1	32	26	10	6			
67			19	11	22	2			
68			13	22	15	9			
69			4	4	11	3			
70			9	16	9	1			
71			3	6	12	4			
72			8	22	11	5			
73			6	9	9	2			
74			12	17	10	1			
75			2	11	11	7			
76			13	20	20	3			
77			1	16	3	8			
78			6	14	4	1			
79			5	12	11	8			
80			8	15	6	4			
81			4	9	8	7			
82			9	11	10	3			
83			1	8	7	4			
84				10	8	7			

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				10	6	27			
86				13	10				
87				6	7				
88				10	2				
89				5	8				
90				16	7				
91				4	1				
92				10	4				
93				8	69				
94				8					
95				10					
96				7					
97				1					
98				3					
99				6					
100				7					
101			1	5					
102				4					
103				6					
104				4					
105				6					
106				7					
107				5					
108				6					
109				6					
110				3					
111				3					
112				3					
113			2	2					
114				5					
115				3					
116				2					
117				6					
118				3					
119				4					
120				7					
121				3					
122				1					
123				5					
124				3					
125				31					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	271	665	759	1,088	722	156	34	56	25

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1	32			
6					
7					
8	1	39			
9		15			
10		4			
11		6			1
12		37			1
13		10			2
14		6			1
15		9			2
16	1	30			8
17		20			3
18		15			2
19		5			11
20		25			7
21		13			51
22		6			
23	1	13			
24	2	25			
25	2	8			
26	1	15			
27		11			
28	1	32			
29	2	12			
30		22			
31	1	6			
32		21			
33		8			
34	1	10			
35		17			
36	1	11			
37	2	20			
38	2	32			
39	1	13			
40	2	29			
41	5	18			
42	3	26		4	
43	1	7		1	
44	2	28		5	
45		12		6	
46	1	22		12	
47		16		1	
48		33		7	
49	1	24		7	
50		28		5	
51	3	21		3	
52	3	34		2	
53	2	18		6	
54	3	31		4	
55		21		4	
56		22		9	
57	4	6		7	
58	2	13		6	
59	1	15		8	
60	1	37		3	
61	2	17		1	
62	3	27	1	4	
63	2	13		2	
64	3	24	1	4	
65	2	21		3	
66	3	38	1	6	
67	2	17		3	
68	1	30		2	
69		24		8	
70	3	28			
71		9	4		
72	4	26	2		
73	1	20	3		
74	3	35	2		
75	3	13	3		
76		25	2		
77	4	20	4		
78	4	29	6		
79	2	26	4		
80	2	24	4		
81	4	19	6		
82	4	27	2		
83	3	21	6		
84	3	35	3		

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	
85	5	22	3		
86	5	23	4		
87	1	17	3		
88	8	22	1		
89	1	16	5		
90	1	16	8		
91	2	13	6		
92	3	23	2		
93		21	1		
94	2	21	6		
95	3	20	3		
96	1	24	4		
97	1	10	41		
98	2	7			
99	1	27			
100		21			
101	1	15			
102	1	25			
103	2	13			
104		25			
105	1	17			
106	2	19			
107		20			
108		21			
109	1	13			
110		19			
111		18			
112		25			
113		14			
114		28			
115	1	25			
116	1	21			
117		20			
118		16			
119		21			
120		17			
121		21			
122		16			
123		24			
124		23			
125	1	19			
126		23			
127	1	17			
128	1	24			
129		22			
130		31			
131		31			
132		26			
133		12			
134		36			
135		26			
136		34			
137		26			
138		36			
139		24			
140		37			
141		37			
142		37			
143		39			
144		43			
145	1	34			
146		58			
147		45			
148		61			
149		475			
150	1				
151					
152					
153	5				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	168	3,609	141	133	89

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					1
5					7
6					17
7					25
8					22
9					27
10					21
11					10
12					13
13					6
14		1			16
15					22
16					19
17		172			11
18		1			12
19		1			14
20		129			17
21		26			11
22		16			14
23		6			6
24		158			8
25		12			48
26		29			
27		7			
28		136			
29		27			
30		27			
31		9			
32		142	1		
33		14			
34		38			
35		9	1		
36		114			
37		7			
38		41		1	
39		14			
40		75			
41		18			
42		50	1		
43		11	1		
44		104	3		
45		10			
46		15	1		
47		21	1		
48		58	2		
49		17	1		
50		90	5	3	
51		11	1		
52		72	3	1	
53		26			
54		86	3	1	
55		17	3		
56		51	2	5	
57		33		2	
58		74	3	9	
59		23	4	3	
60		49	6	3	
61		22	5	8	
62		82	1	8	
63		24		16	
64		59	4	19	
65		9	4	17	
66		14	3	14	
67		33	4	14	
68		83	7	20	
69		20	3	17	
70		62	2	15	
71		27	3	11	
72		54	7	21	
73		27	1	9	
74		56	4	13	
75		32	2	8	
76		48	5	11	
77		30	2	9	
78		55	7	9	
79		31	3	8	
80		69	3	15	
81		24	5	14	
82		37	3	9	
83		26	4	10	
84		39	6	8	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	
85		28	1	7	
86		44	7	6	
87		38	12	2	
88		31	6	7	
89		33	9	27	
90		30	10		
91		31	6		
92		26	4		
93		25	3		
94		29	2		
95		29	5		
96		31	5		
97		32	1		
98		32	2		
99		17	2		
100		32	6		
101		26	2		
102		35	4		
103		27	5		
104		30	10		
105		5	23		
106		6			
107		25			
108		26			
109		26			
110		38			
111		19			
112		34			
113		20			
114		27			
115		20			
116		21			
117		24			
118		25			
119		21			
120		24			
121		14			
122		19			
123		15			
124		28			
125		18			
126		16			
127		14			
128		18			
129		19			
130		17			
131		13			
132		23			
133		16			
134		17			
135		15			
136		19			
137		8			
138		17			
139		11			
140		15			
141		19			
142		23			
143		12			
144		19			
145		28			
146		18			
147		14			
148		24			
149		22			
150		18			
151		17			
152		27			
153		27			
154		43			
155		37			
156		49			
157		47			
158		49			
159		56			
160		66			
161		341			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,265	255	380	347

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					8
7					2
8					
9					
10					
11					
12					
13			1		
14			3	1	
15			1		
16			1		
17					
18			2		
19			3		
20	1		2		
21			1		
22			1		
23					
24	1		4		
25					
26					
27					
28					
29	3	2	5		
30		1			
31		1			
32	2		1		
33	1	4	2	3	
34			2	2	
35	1		1	9	
36	4	2	2	3	
37	3	1	2	3	
38		2		1	
39			2	4	
40	5		1		
41			2	2	
42		1	2		
43		2	1	4	
44	6	2	2		
45		1			
46	5				
47		1	1	1	
48	5		3	2	
49		1	3		
50	4		1	2	
51		3	1		
52	1		2		
53	1	2			
54	2	2	1		
55		1			
56	1	1	2		
57			3		
58	3	3	2		
59		1	2		
60	2	1			
61		1	1		
62			1		
63		1			
64		1			
65			3		
66	1		1		
67			1		
68			2		
69					
70					
71			3		
72		1	1		
73			2		
74					
75			4		
76					
77			3		
78					
79			3		
80			1		
81					
82					
83					
84			3		

級 号俸	1	2	3	4	5
	人	人	人		
85			1		
86			3		
87			1		
88			2		
89			28		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	52	39	129	37	10

医療職 (医師等)

級 号俵	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				2
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20	2			
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31		1		
32			1	
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44	1			
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			3	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				

級 号俵	1	2	3	4
85		人	人	
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	7	2	5	2

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7		2					
8							
9							
10							
11							
12		1					
13							2
14							
15							2
16		1					
17							
18							
19		2					
20		2	4		2		1
21			1		1		1
22		4	2		1		
23							
24		1	3	2	4		
25			1		1		
26		6	3	2	2		
27			3		2		
28		1	3	1	1		
29				2	1		
30		2	4				
31			1				
32			3	1	1		
33							
34		2		1	1		
35			1		2		
36		2		4	3		
37		4			2	1	
38		1		4	2	1	
39		1	1	1	2	3	
40			2	1	1		
41				1	1		
42					1		
43					1		
44					1		
45					1	1	
46					3		
47					2	1	
48					3		
49						1	
50					1	1	
51					2		
52					3		
53						1	
54					1		
55							
56			1		1		
57					2	1	
58					1		
59					1		
60				1	2		
61							
62							
63							
64					2		
65							
66					2		
67					2		
68					2		
69							
70					1		
71					2		
72					1		
73					2		
74					3		
75					1		
76					1		
77					1		
78					2		
79					2		
80					1		
81					2		
82							
83							
84					1		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85	人	人	人	人	人	人	
86					26		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		33	33	22	110	11	6

医療職（保健師等）

級 号俵	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			2			
13			1			
14						
15						
16						
17			1		1	
18		2	1			
19						
20			4			
21					1	
22		7	2	2		
23				1		
24		1	3	2	2	
25				1		
26		3				
27				2		
28			1			
29						
30		4	2	1	2	
31						
32		3	2	1	1	
33						
34		1				
35						1
36		1	1			
37						
38		2			1	
39				1	1	
40		1			1	
41						1
42		1		1		
43					1	
44						
45					1	
46						
47						
48					1	
49						
50						
51						
52						
53						
54					2	
55					1	
56						
57						
58					4	
59					1	
60						
61						
62				1	1	
63						
64						
65						
66					1	
67						
68					1	
69						
70						
71						
72						
73					2	
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
82					1	
83			1		1	
84					1	

級 号俵	1	2	3	4	5	6
85	人	人	人	人	人	
86					2	
87					1	
88						
89					1	
90					1	
91						
92						
93					10	
94						
95			1			
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		26	22	13	45	2

第5表

給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
行政職	1		65	450	270	9	1					
	2			1	424	419	52	29	23	7	3	
	3				2	326	466	82	33	6	10	3
	4					3	129	385	415	33	37	40
	5						2	46	208	97	118	114
	6								14	19	25	42
	7					2			6	9	9	11
	8											3
	9							1				
	10											
	計		65	451	696	759	650	543	699	171	202	213
公安職	1		70	194	3	4						
	2			146	447	70	2					
	3			2	75	371	229	75	6			
	4				2	114	365	303	168	12	21	22
	5						36	243	221	31	26	31
	6							13	62	15	12	11
	7					1		2	14	4	4	1
	8								5	6	7	5
	9										1	1
	計		70	342	527	560	632	636	476	68	71	71
教育職（高校等）	1		2	8	27	33	61	20	5	3		2
	2			144	317	413	428	407	473	100	127	153
	特2							2	35	15	14	12
	3								17	13	16	13
	4											
	計		2	152	344	446	489	429	530	131	157	180
教育職（中・小）	1											
	2			539	907	885	739	560	453	76	89	106
	特2						9	48	55	6	16	23
	3							2	95	24	37	41
	4								1	2	6	9
	計			539	907	885	748	610	604	108	148	179

職 員 数（ そ の １ ）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								795	23.4
1								959	30.9
3	2	2	2		2	2		941	36.5
30	26	20	21	18	6	14		1,177	45.7
107	112	80	69	74	30	39	1	1,097	52.0
33	46	52	46	36	29	40	1	383	54.6
16	27	23	30	36	17	32		218	55.1
	13	9	11	11	18	18		83	56.7
		1	7	2	4	15		30	57.3
					1			1	58.0
190	226	187	186	177	107	160	2	5,684	41.0
								271	21.2
								665	26.5
1								759	34.1
6	17	14	15	11	9	9		1,088	41.6
28	20	15	15	16	19	21		722	46.9
12	6	4	6	5	4	6		156	50.0
2	1	2	2			1		34	49.4
9	10	4	2	4	2	2		56	53.1
4	1	4	1	2	2	9		25	56.2
62	55	43	41	38	36	48		3,776	37.7
1	1	2	2			1		168	35.6
142	167	148	157	158	127	146	2	3,609	43.9
6	9	11	9	13	5	10		141	52.3
12	19	12	10	11	5	5		133	53.1
2	7	8	23	14	18	17		89	56.8
163	203	181	201	196	155	179	2	4,140	44.4
121	111	127	148	139	142	122	1	5,265	38.4
12	8	17	8	26	20	7		255	50.1
25	35	36	27	25	15	18		380	52.4
18	34	38	46	58	58	77		347	56.5
176	188	218	229	248	235	224	1	6,247	40.7

第5表

給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
	級											
研究職	1			13	33	5						
	2					16	18	5				
	3						11	22	36	5	9	7
	4											
	5											
	計			13	33	21	29	27	36	5	9	7
医療職 (医師等)	1			1	5	1						
	2						1					
	3							1	1		1	
	4										1	
	計			1	5	1	1	1	1		2	
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			4	25	4						
	3				2	25	4	2				
	4					2	17	3				
	5						6	28	28	8	8	6
	6								1	1		3
	7											
	計			4	27	31	27	33	29	9	8	9
医療職 (保健師等)	1											
	2			8	14	2	2					
	3				2	13	5					1
	4					4	7	2				
	5						2	12	10	4	1	1
	6											
	計			8	16	19	16	14	10	4	1	2

職 員 数 (そ の 2)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
	1							52	26.7
								39	35.5
3	10	8	7	4	4	3		129	48.5
2	1	4	5	7	6	12		37	57.2
			1	2	3	4		10	58.0
5	12	12	13	13	13	19		267	43.9
								7	26.0
							1	2	51.0
				1		1		5	50.8
	1							2	52.5
	1			1		1	1	16	40.2
								33	27.1
								33	33.0
								22	36.8
5	3	4	1	3	8	2		110	48.0
1	2		1	1		1		11	53.5
	1			3		2		6	57.2
6	6	4	2	7	8	5		215	41.9
								26	26.5
1								22	34.5
								13	36.2
3	1	1	1	2	4	3		45	48.7
				1		1		2	58.0
4	1	1	1	3	4	4		108	39.1

第6表

給料表別、級別、経験

給料表		経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
行政職	1	125	115	115	143	67	59	57	49	43	11	4	2	3	1			1				
	2		5		4	84	83	93	96	107	100	70	58	81	79	33	11	11	7	4	5	3
	3		2						1	6	43	85	66	132	126	138	98	51	42	27	19	21
	4												1	3	2	6	24	54	44	63	71	78
	5																	1	1	1	7	14
	6																					
	7												1	1								
	8																					
	9																			1		
	10																					
	計	125	122	115	147	151	142	150	146	156	154	159	128	220	208	177	133	118	94	96	102	116
公安職	1	92	81	34	47	9	4			3				1								
	2			52	68	81	94	88	89	63	48	35	26	17	3	1						
	3				2	1	8	7	21	44	66	92	83	84	78	67	43	45	29	36	21	11
	4										4	7	30	49	47	65	75	83	75	92	96	70
	5															4	3	7	24	33	53	62
	6																				1	3
	7										1											
	8																					
	9																					
	計	92	81	86	117	91	106	95	110	110	119	134	139	151	128	137	121	135	128	161	171	146
教育職（高校等）	1	1	3	2	6	6	3	7	8	5	11	8	6	11	12	15	17	10	7	6	5	1
	2	32	63	62	71	55	69	67	76	86	72	95	103	84	85	91	86	87	77	94	79	88
	特2																					1
	3																					
	4																					
	計	33	66	64	77	61	72	74	84	91	83	103	109	95	97	106	103	97	84	100	84	90
教育職（中・小）	1																					
	2	172	169	207	200	205	181	164	195	203	175	189	176	202	187	167	154	125	128	126	121	115
	特2															1	2	3	5	9	10	10
	3																				1	1
	4																					
	計	172	169	207	200	205	181	164	195	203	175	189	176	202	187	168	156	128	133	135	132	126

年 数 別 職 員 数 (そ の １)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	42年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
																						795	3.6
5	8	3	3	1	3	1	1															959	9.5
15	11	4	2	5	5	4	2	5	4	6	4	8	3	1		2		1	1	1		941	14.9
67	85	77	79	58	49	67	62	41	32	47	32	29	29	21	14	17	12	7	2	2	2	1,177	24.8
17	16	30	17	38	39	49	55	76	71	88	104	121	92	78	63	35	18	31	19	16		1,097	31.5
			4	5	8	9	12	24	20	21	47	31	40	33	36	17	15	17	18	26		383	34.1
				1	5	7	8	10	13	17	20	24	28	14	16	12	6	14	8	13		218	33.8
									4	9	10	8	9	9	9	6	3	6	3	7		83	35.2
											1	4	3	2	7	7			2	3		30	35.8
															1							1	36.1
104	120	114	105	108	109	137	140	156	144	188	218	225	204	158	146	96	54	76	53	68	2	5,684	20.1
																						271	1.7
																						665	6.4
10	5	2	2	1		1																759	12.9
54	49	55	33	27	16	20	21	6	9	13	10	21	11	4	12	13	6	5	7	3		1,088	20.3
43	54	84	53	31	24	25	29	22	13	17	13	25	14	21	15	15	9	11	10	8		722	25.6
8	4	13	17	20	3	13	9	9	4	3	4	7	7	8	6	3	6	1	3	4		156	28.9
	2	3	2	2	2	4	4	2	1	1	1	3	2	1		3						34	28.4
				2	2	5	4	6	4	3	3	3	3	6	7	1	1	3	1	2		56	32.6
								1	1	1	1	2		3	1	4	3	1	1	6		25	36.9
115	114	157	107	83	47	68	67	46	32	38	32	61	37	43	41	39	25	21	22	23		3,776	16.8
3	1	1		1	2	3			1		2	1	1			1		1				168	13.5
95	89	82	108	94	105	109	112	141	148	151	146	132	154	148	105	49	12	6	1			3,609	21.5
1	2	7	4	11	12	15	10	12	6	10	6	15	8	8	9	4						141	30.0
				7	6	10	15	16	14	18	10	10	12	6	6	2	1					133	30.9
								2	1	5	8	14	17	17	15	10						89	34.6
99	92	90	112	113	125	137	137	171	170	184	172	172	192	179	135	66	13	7	1			4,140	22.0
93	125	106	79	84	82	78	75	102	99	115	101	110	142	130	125	46	9	3				5,265	16.0
10	17	14	13	9	10	2	17	15	20	12	11	8	21	20	15	1						255	27.7
1	5	13	17	22	31	40	23	29	36	32	34	25	26	20	15	8	1					380	29.9
			1		1	1	6	7	16	32	41	39	46	63	62	30	1	1				347	34.1
104	147	133	110	115	124	121	121	153	171	191	187	182	235	233	217	85	11	4				6,247	18.3

第6表

給料表別、級別、経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	2	4	6	7	12	8	4	5	2		1										
	2									3	4	3	7	6	4	5	4	2	1			
	3															2	3	5	5	2	9	3
	4																					
	5																					
	計	2	4	6	7	12	8	4	5	5	4	4	7	6	4	7	7	7	6	2	9	3
医療職 （医師等）	1			3	2	1					1											
	2														1							
	3																			1		
	4																					
	計			3	2	1					1				1						1	
医療職 （薬剤師等）	1																					
	2	1	2	2	6	6	6	4	6													
	3								4	5	9	9		2	3							1
	4												2	1	4	6	3	5				1
	5															1	2	5	4	7	6	3
	6																					
	7																					
	計	1	2	2	6	6	6	4	10	5	9	9	2	3	7	7	5	10	4	7	6	5
医療職 （保健師等）	1																					
	2		2	8	3	7	2	2	2													
	3							2	1	5	4	2	1	3		1		1				
	4												4	1	4	1		2				
	5																1		6	1	1	
	6																					
	計		2	8	3	7	2	4	3	5	4	2	5	4	4	2	1	3	6	1	1	

年 数 別 職 員 数 (そ の 2)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
										1											52	4.8
																					39	12.4
6	12	5	7	10	4	2	6	8	7	5	5	5	8	4	3	1	1			1	129	26.0
									3	3	1	2	8	10	6	4					37	34.5
												1	3	3	1	2					10	35.3
6	12	5	7	10	4	2	6	8	10	9	6	8	19	17	10	7	1			1	267	21.4
																					7	3.7
														1							2	25.0
		1						1					1	1							5	28.3
								1			1										2	30.5
		1						2			1		1	2							16	17.4
																					33	4.5
																					33	10.0
																					22	14.4
8	7	7	6	4	3	5	8	3	3	3	6	5		3	4	3	3	1			110	25.7
						1	2	1	1	2	2	1		1							11	30.8
											1		2	1	2						6	34.7
8	7	7	6	4	3	6	10	4	4	5	9	6	2	5	6	3	3	1			215	19.4
																					26	3.6
							1				1										22	11.6
		1																			13	13.8
2	4	6	2	1		2	2	3		1	2	1	1	3	3	2	1				45	26.3
														1		1					2	36.1
2	4	7	2	1		2	3	3		1	3	1	1	4	3	3	1				108	16.6

第7表

給料表別、学歴別、

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別、性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,285	% 57.8	人 338	% 5.9	人 2,058	% 36.2
公 安 職		2,249	59.6	48	1.3	1,479	39.2
教 育 職 (高 校 等)		3,969	95.9	107	2.6	64	1.5
教 育 職 (中・小)		6,090	97.5	157	2.5		
研 究 職		244	91.4	14	5.2	9	3.4
医 療 職 (医 師 等)		16	100.0				
医 療 職 (薬 剤 師 等)		181	84.2	34	15.8		
医 療 職 (保 健 師 等)		100	92.6	8	7.4		
合 計		16,134	78.9	706	3.5	3,610	17.7
性 別	男	9,585	59.4	253	35.8	2,567	71.1
	女	6,549	40.6	453	64.2	1,043	28.9

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

、性別職員数

中学卒		合計		性別			
				男		女	
職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
人	%	人	%	人	%	人	%
3	0.1	5,684	100.0	3,582	63.0	2,102	37.0
		3,776	100.0	3,335	88.3	441	11.7
		4,140	100.0	2,403	58.0	1,737	42.0
		6,247	100.0	2,794	44.7	3,453	55.3
		267	100.0	188	70.4	79	29.6
		16	100.0	11	68.8	5	31.3
		215	100.0	87	40.5	128	59.5
		108	100.0	7	6.5	101	93.5
3	0.0	20,453	100.1	12,407	60.7	8,046	39.3
2	66.7	12,407	60.7				
1	33.3	8,046	39.3				

第8表

給料表別、扶養手当

区 分	扶 養 手 当 受給職員数	支 給 額	
		配 偶 者 (3,000円) (行政職給料表8級以上相当職員に対しては支給しない。)	子 (11,500円)
行 政 職	2,014 人	770 人	2,815 人
公 安 職	2,171	1,155	3,758
教 育 職 (高 校 等)	1,667	598	2,514
教 育 職 (中・小)	1,904	591	2,822
研 究 職	100	44	136
医 療 職 (医 師 等)	9	2	16
医 療 職 (薬 剤 師 等)	61	14	92
医 療 職 (保 健 師 等)	20	3	29
計	7,946 人	3,177 人	12,182 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.16 人	0.60 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

の支給額区分別扶養親族数

区 分 別 扶 養 親 族 数			扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等 (6,500円) (行政職給料表8級以上相当職員に対しては支給しない。)	合 計	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (5,000円加算)		
131 人	3,716 人	1,043 人	3,670 人	5,684 人
25	4,938	732	1,605	3,776
73	3,185	908	2,473	4,140
93	3,506	868	4,343	6,247
4	184	57	167	267
	18	6	7	16
4	110	23	154	215
1	33		88	108
331 人	15,690 人	3,637 人	12,507 人	20,453 人
0.02 人	0.77 人	0.18 人		

親族数である。

第9表

給料表別住居手

給料表 居住区分	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円未満	11,000円以上 27,000円未満	27,000円以上	計	11,000円未満	11,000円以上 27,000円未満	27,000円以上	計
行政職	人	人 1	人 5	人 6	人 1	人 576	人 1,071	人 1,648
公安職		6	1	7	1	238	461	700
教育職(高校等)		1	1	2	1	435	800	1,236
教育職(中・小)						881	1,115	1,996
研究職						27	66	93
医療職(医師等)						2	2	4
医療職(薬剤師等)						17	32	49
医療職(保健師等)						7	25	32
合計		8	7	15	3	2,183	3,572	5,758
割合(%)				0.1				28.2
平均手当支給額	24,920円				25,589円			

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合が

当 支 給 額 等 の 状 況

当 受 給 職 員 数									住居手当 非 受 給 職 員 数	合 計
借 家 (公 営)				下 宿 (賄 付)				合 計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3		3					1,657	4,027	5,684
								707	3,069	3,776
	2		2					1,240	2,900	4,140
	2		2					1,998	4,249	6,247
								93	174	267
								4	12	16
								49	166	215
								32	76	108
	7		7					5,780	14,673	20,453
								28.3	71.7	100.0
13,629円								25,573円		

ある。

第10表

給料表別、通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別、通勤方法別職員数

通勤方法 給料表	通勤手当受			
	交通機関等 利用者	交通用具使用者		
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
行政職	人 2,575	人 122	人 34	人 1,903
公安職	846	97	104	1,892
教育職(高校等)	184	31	11	3,485
教育職(中・小)	55	6	1	5,730
研究職	32	9	3	192
医療職(医師等)	6			3
医療職(薬剤師等)	69	1		103
医療職(保健師等)	33			55
合 計	3,800	266	153	13,363

構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	20.6	1.4	0.8	72.3
	全 職 員 (%)	18.6	1.3	0.7	65.3

(注) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

勤 手 当 支 給 額 等 の 状 況

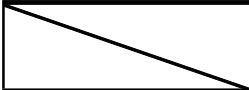
給 職 員 数				通勤手当 非 受 給 職 員 数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者			計		
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車			
人	人	人	人	人	人
96	6	360	5,096	588	5,684
59	5	116	3,119	657	3,776
19	2	137	3,869	271	4,140
4		53	5,849	398	6,247
4		11	251	16	267
			9	7	16
5		19	197	18	215
1		6	95	13	108
188	13	702	18,485	1,968	20,453
1.0	0.1	3.8	100.0		
0.9	0.1	3.4	90.4	9.6	100.0

第10表

その2 通勤方法別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受給職員平均手当支給額

通 勤 方 法 等 区 分		通 勤 手 当		
		交 通 機 関 等 者 交 利 通 用	交 通 用 具 使 用	
			自 転 車 等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手 当 受 給 職 員 数		人 3,800	人 266	人 153
受給職員平均手当支給額		円 15,099		
距 離 段 階 別	10km未満		人 259	人 76
	10km以上 20km未満		7	68
	20km以上 30km未満			8
	30km以上 40km未満			1
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		266	153
受給職員平均手当支給額			円 2,544	円 5,944
受給職員平均手当支給額合計		円 15,099	円 2,544	円 5,944

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

受 給 職 員 数 及 び 支 給 額				
者	交通機関等と交通用具との併用者			計
普 通 自 動 車	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
人 13,363	人 188	人 13	人 702	人 18,485
	円 17,857	円 20,928	円 27,294	円 17,036
人 5,033	人 188	人 13	人 377	人 5,946
4,471			72	4,618
2,014			8	2,030
1,211			6	1,218
428			45	473
130			86	216
38			60	98
24			21	45
14			27	41
13,363	188	13	702	14,685
円 11,432	円 1,784	円 2,215	円 17,221	円 11,359
円 11,432	円 19,641	円 23,143	円 44,515	円 13,360

第11表

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 174	人	人	人	人 116	人 51	人 7	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)	270	10	260									
教育職(中・小)	261		261									
研究職	14		4		10							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10				9	1						
医療職(保健師等)	4				1	3						
合 計	733	10	525		136	55	7					

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 67	人	人	人	人 59	人 3	人 5	人	人	人	人	人
公安職	132					31	101					
教育職(高校等)	8		8									
教育職(中・小)	102		102									
研究職	4		4									
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	3				3							
医療職(保健師等)	2				2							
合 計	318		114		64	34	106					

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 67	人 2	人 64	人	人	人 1	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)												
合計	67	2	64			1						

第2部 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査対象事業所（母集団事業所）

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された993事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から247事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完了したものが212事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが4事業所、調査不能なものが31事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた243事業所に占める調査完了率は87.2%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係（令和7年4月新卒採用の従業員）の18職種433人（このうち行政職に相当する調査実人員334人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の58職種8,721人（このうち行政職に相当する調査実人員7,722人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は49,313人であり、このうち、行政職に相当するものは39,308人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

産業別、規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
産業計	事業所 212	事業所 31	事業所 14	事業所 40	事業所 33	事業所 70	事業所 24
農業、林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	34	5	4	8	7	5	5
製造業	54	8	2	6	6	24	8
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	1	1	0	0	0	0
情報通信業	13	1	0	2	3	7	0
運輸業、郵便業	28	3	2	7	2	13	1
卸売業、小売業	16	1	1	5	4	2	3
金融業、保険業	6	3	0	2	1	0	0
不動産業、 物品賃貸業	4	0	0	2	0	2	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	5	0	0	2	0	2	1
宿泊業、 飲食サービス業	3	0	0	0	1	1	1
生活関連サービス 業、娯楽業	1	0	1	0	0	0	0
教育、学習支援業	10	0	0	0	5	5	0
医療、福祉	12	2	0	3	1	5	1
複合サービス業	8	7	0	0	0	1	0
サービス業	16	0	3	3	3	3	4

(注) 抽出した県内247事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が35あったため、212事業所の調査となった。

第14表

職 種 別、学 歴 別、企 業 規 模 別 初 任 給

職 種		学 歴	初 任 給 月 額			
			企業規模計 (100人以上) 平 均	企業規模 500人以上	企業規模100人 以上500人未満	【参考】 企業規模50人 以上100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	230,610円 [213,264円]	233,873円 [208,651円]	212,996円 [225,813円]	* ※ [210,947円]
		短大卒	177,864円 ※ [180,929円]	177,501円 [*]	* ※ [190,773円]	— [*]
		高校卒	186,710円 [172,899円]	186,383円 [176,077円]	※ 188,132円 [170,536円]	— ※ [163,922円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	234,872円 [233,465円]	250,242円 [246,010円]	217,543円 [210,129円]	— ※ [214,746円]
		短大卒	203,591円 ※ [211,964円]	215,630円 [*]	193,435円 ※ [182,100円]	* [—]
		高校卒	206,144円 [184,361円]	213,290円 [186,439円]	190,686円 [175,838円]	* ※ [175,870円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	232,958円 [220,677円]	240,988円 [221,466円]	216,649円 [219,945円]	* ※ [213,491円]
		短大卒	191,999円 ※ [191,998円]	190,684円 ※ [206,073円]	192,931円 ※ [188,143円]	* [*]
		高校卒	198,207円 [180,146円]	201,418円 [183,562円]	189,862円 [172,518円]	* ※ [170,567円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 281,667円 ※ [273,333円]	— [—]	※ 281,667円 ※ [273,333円]	— [—]
	準 新 卒 医 師	大学卒	※ 433,087円 [—]	※ 433,087円 [—]	— [—]	— [—]
	準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	※ 230,878円 [—]	※ 230,878円 [—]	— [—]	— [—]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	※ 218,418円 [—]	※ 218,418円 [—]	— [—]	— [—]
		養成所卒	* [—]	* [—]	— [—]	— [—]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	※ 181,424円 [*]	※ 181,424円 [—]	— [*]	— [—]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	220,014円 ※ [203,647円]	220,844円 [—]	* ※ [203,647円]	— [—]

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 []内は、昨年の調査の結果である。なお、昨年調査の企業規模計については、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所を対象に集計したものである。

5 「—」は、調査実績なしを示す。

第15表

民 間 に お け る

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和7年4月 平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支 店 長	21 人	54.6 歳	816,064 円	7,782 円
	工 場 長	3	52.2	817,800	0
	事 務 部 長	212	53.6	697,561	4,352
	技 術 部 長	148	54.0	684,341	2,116
	事 務 部 次 長	96	53.4	702,575	1,639
	技 術 部 次 長	49	51.9	626,594	9,816
	事 務 課 長	505	49.9	607,101	13,802
	技 術 課 長	324	49.7	605,667	5,512
	事務課長代理	186	48.9	552,335	45,899
	技術課長代理	136	49.2	594,373	60,418
	事 務 係 長	646	44.2	527,457	79,551
	技 術 係 長	395	45.3	501,440	76,225
	事 務 主 任	530	43.7	433,464	57,929
	技 術 主 任	480	43.5	445,256	68,743
	事 務 係 員	2,150	36.4	337,278	39,258
	技 術 係 員	1,566	34.3	352,950	51,228

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

平 均 給 与 額 等

(A)－(B)	備 考		対 応 級
808,282	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
817,800		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
693,209		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
682,225			行政職7級、8級
700,936		上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
616,778		中間職(部長－課長間)	行政職7級、8級
593,299		2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級、8級 企業規模100人以上500人未満
600,155			行政職5級、6級
506,436		上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級、6級 企業規模100人以上500人未満
533,955		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4級
447,906		係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級、4級 企業規模100人以上500人未満
425,215			行政職3級
375,535		係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級、4級) 企業規模100人以上500人未満
376,513		係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級(一部は3級)
298,020			行政職1級
301,722			

手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和7年4月 平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	13 人	63.4 歳	678,428 円	0 円
	大 学 教 授	67	62.5	618,832	0
	大 学 准 教 授	51	52.4	477,207	0
	大 学 講 師	27	46.5	414,318	0
	大 学 助 教	7	41.1	379,025	0
	高等学校校長	*	*	*	*
	高等学校教頭	7	53.7	525,319	0
	高等学校教諭	13	40.2	419,238	0
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—
	研究部(課) 長	9	49.1	567,659	23,209
	研究室(係) 長	17	47.1	571,661	78,293
	主 任 研 究 員	27	45.7	496,805	65,500
	研 究 員	32	35.5	357,068	42,374
	研 究 補 助 員	—	—	—	—

- (注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合であり、「-」は、調査実績なしを示す。
3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

	備 考
(A)－(B)	
678,428 円	
618,832	
477,207	
414,318	
379,025	
*	
525,319	
419,238	
—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
544,450	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
493,368	構成員3人以上の室(係)の長
431,305	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
314,694	
—	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職 種		給与額等	調査実人員	平均年齢	令和7年4月平均支給額	
					きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	病 院 長	2	人	63.0	歳	円
	副 院 長	3		56.7		
	医 科 長	25		49.4		
	医 師	29		38.3		
	歯 科 医 師	3		40.7		
	薬 局 長	4		37.6		
	薬 剤 師	33		32.2		
	診療放射線技師	43		37.6		
	臨床検査技師	47		38.7		
	栄 養 士	14		38.8		
	理学療法士	112		35.1		
	作業療法士	90		34.9		
	総看護師長	3		51.5		
	看護師長	92		45.4		
	看護師	181		37.4		
	准看護師	12		54.7		
技能労務関係職種	電話交換手	*		*		
	自家用乗用自動車運転手	*		*		
	守 衛	—		—		
	用 務 員	3		52.8		

- (注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合であり、「—」は、調査実績なしを示す。
3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

	備 考
(A)－(B)	
円 1,689,480	部下に医師又は歯科医師5人以上
1,320,106	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,362,350	部下に医師又は歯科医師1人以上
854,573	
642,550	
442,767	部下に薬剤師2人以上
335,978	
332,495	
322,219	
304,311	
307,076	
301,168	
633,334	部下に看護師長5人以上
377,214	部下に看護師又は准看護師5人以上
307,784	
296,345	
*	見習、外国語の電話交換手を除く。
*	
—	
265,753	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和7年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円
	工場長	—	—	—	—
	事務部長	9	61.7	562,100	0
	技術部長	6	60.9	566,803	0
	事務部次長	*	*	*	*
	技術部次長	—	—	—	—
	事務課長	8	62.0	398,425	211
	技術課長	4	64.8	617,998	6,827
	事務課長代理	2	60.5	384,583	0
	技術課長代理	*	*	*	*
	事務係長	18	62.9	335,976	30,072
	技術係長	3	61.3	367,901	58,631
	事務主任	5	61.7	328,606	27,598
	技術主任	3	61.2	365,241	29,511
	事務係員	173	62.3	289,008	14,339
	技術係員	110	62.2	305,670	18,351

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜

2 「*」は、調査実人員が1人の場合であり、「—」は、調査実績なしを示す。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

平 均 給 与 額 等

	備 考
(A)－(B)	
円 —	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
562,100	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
566,803	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
—	
398,214	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
611,171	
384,583	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
*	
305,904	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
309,270	
301,008	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
335,730	
274,669	
287,319	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目		区分	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		285,142円
	上半期 (A2)		295,809円
特別給の支給額	下半期 (B1)		530,137円
	上半期 (B2)		536,136円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1}\right]$		1.86月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2}\right]$		1.81月分
年間の支給割合			3.67月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第18表

民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	74.8%
支給しない	25.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	24,000円以上 25,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表

民間における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：％)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
99.1	(26.4)	(52.4)	(1.4)	(19.9)	0.9

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない(第21表において同じ。)

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(第20表及び第21表において同じ。)

第20表

民間における外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位：％)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
49.1	(22.1)	(67.3)	(0.0)	(10.6)	50.9

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第21表

民間における外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(単位：％)

月額						
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満
7.8	0.0	18.2	17.1	15.8	5.5	9.4
月額						
9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上				
0.0	13.3	12.8				

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
59.3	40.7	53.4	46.6	53.0	47.0

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第23表

民 間 に お け る 定 年 制 の 状 況
(単位：％)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	72.9	27.1	0.0

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（第24表及び第25表において同じ。）。

第24表

定 年 年 齢 を 60 歳 から 引 き 上 げ た 事 業 所 に お け る
一 定 年 齢 到 達 を 理 由 と し た 給 与 減 額 の 状 況
(単位：％)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	55.1	41.2	44.9
非 管 理 職	51.4	38.7	48.6

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（次表において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表

定 年 年 齢 を 60 歳 から 引 き 上 げ た 事 業 所 の う ち、60 歳 で 給 与 を
減 額 し て い る 事 業 所 に お け る 60 歳 を 超 え る 従 業 員 の 年 間 給 与 水 準
(単位：％)

課 長 級	非 管 理 職
72.5	73.9

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第26表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	31,855	43,029	55,035	67,033	79,039
住 居 関 係 費	41,444	53,802	44,899	36,001	27,099
被 服 ・ 履 物 費	3,786	2,724	4,339	5,953	7,567
雑 費 I	18,829	27,596	38,431	49,255	60,091
雑 費 II	8,630	14,049	18,380	22,716	27,048
合 計	104,544	141,200	161,084	180,958	200,844

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和7年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(令和7年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食 料 費		食料
住 居 関 係 費		住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費		被服及び履物
雑 費 I		保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II		その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

年 月				令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
項 目										
物 価	消費者物価指数 (総合)		全 国	前 年 同 月 比 (%)	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5
			仙台市	前 年 同 月 比 (%)	3.5	3.8	3.2	3.0	3.1	2.5
	国内企業物価指数 (全国)		前 年 同 月 比 (%)	0.9	2.3	2.6	3.1	2.6	3.1	
生 計 費 出	消 費 支 出	二人以上の世帯	全 国	金 額 (円)	313,300	290,328	280,888	290,931	297,487	287,963
				前 年 同 月 比 (%)	3.4	1.4	1.9	3.3	1.5	1.8
		仙台市	金 額 (円)	349,580	314,245	293,099	271,622	270,471	285,409	
			前 年 同 月 比 (%)	20.0	9.1	5.5	△ 1.2	△ 8.5	△ 0.2	
	二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	全 国	金 額 (円)	345,020	318,560	300,228	312,568	318,764	308,417	
			前 年 同 月 比 (%)	3.2	2.2	0.6	2.0	2.3	△ 1.1	
		仙台市	金 額 (円)	329,798	325,778	308,266	294,052	310,464	343,166	
			前 年 同 月 比 (%)	1.3	△ 2.3	△ 3.5	△ 6.1	△ 1.5	5.6	
雇 用 ・ 生 産	常 用 雇 用 指 数 (30人以上調査産業計・全国)			前 年 同 月 比 (%)	1.1	1.2	1.4	1.3	1.2	
	完 全 失 業 率			全 国 (%)	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.4
	有 効 求 人 倍 率			全 国 (倍)	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25
				宮 城 県 (倍)	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23
	鉱工業生産指数	全 国	前 年 同 月 比 (%)	△ 2.0	0.7	△ 8.2	2.6	△ 4.9	△ 3.2	
		宮城県	前 年 同 月 比 (%)	2.1	13.5	△ 3.4	3.4	0.5	△ 13.3	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」、「鉱工業生産指数」の前年同月比は令和2年＝100とした指数を
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

指 標 (そ の 1)

10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調 査 機 関
2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5	3.3	総 務 省
2.1	3.1	4.0	4.6	4.0	4.0	3.9	3.8	3.6	
3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1	3.3	2.9	日 本 銀 行
305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085	295,419	総 務 省 (家計調査)
1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9	5.2	
314,774	286,253	317,722	291,794	329,025	312,460	260,331	278,494	335,357	
△ 27.9	6.2	△ 13.9	△ 23.5	4.3	△ 18.3	△ 25.5	△ 11.4	14.4	
327,613	316,535	379,200	331,341	313,977	382,959	363,182	351,466	323,202	
△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3	10.3	7.7	
360,684	307,522	358,371	329,663	393,981	359,642	287,427	321,937	384,393	
△ 34.6	6.6	△ 12.0	△ 29.6	20.9	△ 5.0	△ 12.8	△ 1.2	24.7	
1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	1.0	厚 生 省 労 働 省 (毎月勤労 統計調査)
2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	総 務 省 (労 働 力 調 査)
1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	厚 生 省 労 働 省 (一般職業 紹介状況)
1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	1.19	
0.8	△ 3.3	△ 2.2	2.2	0.1	1.0	0.5	△ 2.4	4.0	経 産 省 業 務 省
15.2	3.0	4.1	3.3	△ 1.4	8.3	△ 4.8	△ 11.1	4.3	

基礎としている。

第27表

労働経済

項 目				年 月	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)		全 国	金 額 (円)	316,529	315,038	317,112	317,490	315,918	316,549	
				前 年 同 月 比 (%)	2.3	2.8	2.8	2.8	3.2	2.8	
			宮城県	金 額 (円)	292,997	291,484	294,650	296,177	289,831	289,121	
				前 年 同 月 比 (%)	8.8	8.8	8.7	9.4	8.1	7.9	
	所定内給与(30人以上調査産業計)	全 国	常 用 労働者	金 額 (円)	291,329	290,826	292,818	292,893	291,386	292,542	
				前 年 同 月 比 (%)	2.5	2.9	3.0	3.0	3.2	3.1	
			一 般 労働者	金 額 (円)	348,049	347,362	349,253	350,296	348,549	350,304	
				前 年 同 月 比 (%)	2.7	3.2	2.9	3.2	3.2	3.2	
		宮城県	常 用 労働者	金 額 (円)	268,252	267,388	270,504	272,143	265,319	265,691	
				前 年 同 月 比 (%)	8.2	8.2	7.9	9.1	7.4	7.1	
			一 般 労働者	金 額 (円)	316,642	314,287	317,830	320,246	317,259	318,728	
				前 年 同 月 比 (%)	4.4	4.2	4.5	5.0	4.4	4.3	
	総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)				全 国 (時間)	147.5	143.6	145.6	148.0	138.3	139.5
					宮 城 県 (時間)	152.4	150.2	149.0	154.4	144.0	143.0
	所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)				全 国 (時間)	12.2	11.5	11.6	11.8	10.8	11.5
					宮 城 県 (時間)	12.8	12.4	11.9	12.3	11.3	12.2

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給与」
2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス
門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家
く)〕のことをいう。
3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。
4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962	321,399	324,349	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3	2.0	2.3	
295,627	291,883	291,535	288,800	290,924	292,852	301,794	302,058	305,942	
8.2	5.9	6.0	1.3	1.9	1.6	3.0	3.6	3.8	
293,590	293,859	294,316	289,935	289,013	291,902	298,405	296,908	299,777	
2.9	3.1	3.1	2.6	1.6	1.6	2.4	2.1	2.3	
351,843	351,568	352,780	349,570	349,435	352,456	358,881	355,995	360,040	
3.5	3.3	3.3	3.0	2.6	2.6	3.1	2.5	3.1	
270,791	265,803	266,423	266,696	268,775	270,599	278,289	279,312	283,000	
8.1	4.9	5.7	2.0	2.9	2.9	3.7	4.5	4.6	
320,134	319,749	319,693	319,056	324,062	323,634	332,103	333,294	337,069	
5.3	4.1	4.1	2.5	4.2	3.8	4.9	6.0	6.1	
146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4	140.5	145.2	
152.9	149.0	145.5	139.5	137.2	141.2	149.8	145.6	149.3	
12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0	11.3	11.3	
12.6	12.7	11.7	11.0	11.1	11.3	11.9	11.1	11.4	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専事サービス業を除く」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの) (外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。